

第 210 回 浜田市教育委員会定例会

日 時： 令和 4 年 12 月 22 日（木）13 時 30 分から

場 所： 浜田市役所本庁 4 階講堂 AB

出席者： 岡田教育長 杉野本委員 花田委員 岡山委員 倉本委員

事務局： 森脇部長 草刈課長 山口課長 永田担当課長

鳥居室長 田中課長 （書記 日ノ原係長 川村主任主事）

1 教育長報告

2 議題

(1) 浜田市立学校施設利用要綱の一部改正について …… 資料 1

3 部長、課長等報告事項

(1) 教育部長 …… 資料 2、3

(2) 教育総務課長 …… 資料 4、5

(3) 学校教育課長 …… 資料 6、7、8

(4) 学校教育課社会教育担当課長 …… 資料 9

(5) 学力向上推進室長 …… 資料 10

(6) 文化スポーツ課長 …… 資料 11、12

4 その他
(1) その他

※次回定例会日程 令和5年1月26日(木) 13時30分から
場所：浜田市立中央図書館2階多目的ホール

※次々回定例会日程 令和5年2月 日() 時 分から

第210回浜田市教育委員会定例会・教育長報告

令和4年12月22日

月日	内容
11月24日（木）	行財政改革推進本部会議（庁議室） 定例記者会見（講堂）
11月25日（金）	12月市議会答弁準備原稿検討会議
11月26日（土）	閉園幼稚園開放事業見学（原井幼稚園） いけばな池坊展（石央文化ホール）
11月27日（日）	浜田市空手道選手権大会・県西部地区空手道選手権大会（石見武道館） 学校保健会講演会（いわみーる） 演題：学校での身体測定からわかる疾患について 講師：島根大学医学部小児科准教授 鞆嶋有紀さん
11月28日（月）	12月市議会答弁準備原稿検討会議 浜田水産高校後援会総会（浜田水産高校）
11月29日（火）	12月市議会答弁準備原稿検討会議
12月1日（木）	佐々岡真司前広島東洋カープ監督市長表敬（市長応接室） 12月議会開会（提案説明、全員協議会）
12月2日（金）	浜田市給食審議会答申（教育長室） 12月市議会（一般質問）
12月4日（日）	雲雀丘小学校通学路安全点検活動
12月5日（月）	12月市議会（一般質問）
12月6日（火）	12月市議会（一般質問）
12月7日（水）	校長会（中央図書館） 12月市議会（一般質問）
12月8日（木）	12月市議会（議案質疑）
12月9日（金）	総務文教委員会
12月12日（月）	人事異動に係る校長ヒアリング 雲雀丘小学校閉校実行委員会設立説明会（雲雀丘小）
12月13日（火）	人事異動に係る校長ヒアリング 浜田亀山ライオンズクラブからの教材備品贈呈式（市長応接室） 第四中学校閉校実行委員会設立説明会（四中）
12月14日（水）	12月市議会予算決算委員会 アスレチックきんたからの要望対応（教育長室）
12月15日（木）	浜田市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式（中央図書館）
12月16日（金）	人事異動に係る校長ヒアリング 人権作品コンクール表彰式（浜田まちづくりセンター）
12月19日（月）	12月市議会採決・全員協議会
12月20日（火）	人事異動に係る校長ヒアリング
12月21日（水）	人事異動に係る校長ヒアリング
12月22日（木）	行財政改革推進本部会議（庁議室） 教育委員会定例会（講堂）

新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 教育委員会 文化スポーツ課

1	区 分	新規 ・ 改正	規則・告示・訓令・ 要綱
2	題 名	浜田市立学校施設利用要綱の一部改正	
3	目的・理由	学校施設開放事業における利用可能施設、利用可能日時等を整理するため。 また、利用可能日時に変更が生じた場合において、利用日時を別に定めることにより、要綱改正の必要をなくすため。	
4	概 要	1 浜田市立原井幼稚園の閉園に伴う条文の変更 2 利用施設及び利用日時に係る規程の見直し 3 その他、条文の軽微な変更 ※改正箇所については新旧対照表のとおり	
5	施行期日等	令和 5 年 4 月 1 日	

現行	改正後（案）
(目的) 第1条 この要綱は、<u>浜田市立の小学校、中学校及び幼稚園</u>（以下「学校」という。）の施設を学校教育活動に支障のない範囲において、開放することにより、市民の体育活動及び文化活動を円滑に推進することを目的とする。 (学校施設) 第2条 学校施設とは、次の施設をいう。 (1) 体育施設 運動場、体育館、武道場及び柔道場 (2) <u>文化施設 音楽室、ミーティングルーム、家庭科室、特別活動室及び遊戯室</u> <u>(利用施設及び利用日時)</u> 第5条 利用できる学校名、学校施設及び利用日時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 体育施設 別表第1 (2) 文化施設 別表第2	(目的) 第1条 この要綱は、<u>浜田市立の小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）の施設を学校教育活動に支障のない範囲において、開放することにより、市民の体育活動及び文化活動を円滑に推進することを目的とする。 (学校施設) 第2条 学校施設とは、次の施設をいう。 (1) 体育施設 <u>校庭</u>、体育館、武道場及び柔道場 (2) <u>文化施設 音楽室、ミーティングルーム、家庭科室、特別活動室</u> <u>(利用施設及び利用日時)</u> 第3条 学校施設を開放する日時は、午前8時から午後10時とする。ただし、利用できる学校、学校施設及び利用日時については、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めることとする。 2 前項の規定に関わらず、当該学校長が利用を許可した場合は、教育委員会が別に定める時間以外の利用も可能とする。

(利用者調整会議) <u>第 3 条</u> 学校施設の利用を円滑に行い運営管理に万全を期すために、浜田市立学校施設利用者調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。 2 <u>調整会議は、利用者の代表及び浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。</u> 3 調整会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項を協議する。 (1) 学校開放施設の利用計画（年間）に関すること。 (2) 開放施設の適正な管理運営に関すること。 (3) その他学校開放施設に関する必要な事項 4 会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。 (管理指導員の委嘱及び任務) <u>第 4 条</u> 利用者は、管理指導員 1 人を選任し、教育委員会へ報告しなければならない。 2 管理指導員は、教育委員会の指揮監督の下に、<u>学校施設を管理する学校長又は園長（以下単に「学校長」という。）</u>と連絡を密にし、次の任務に当たる。 (1) 利用前に当該学校の利用施設を点検し、当日の利用の可否を判断する。 (2) 利用中は、利用施設管理のため適宜巡視し、必要に応じて利用者を指導するとともに、利用後の管理の確認を行う。	(利用者調整会議) <u>第 4 条</u> 学校施設の利用を円滑に行い運営管理に万全を期すために、浜田市立学校施設利用者調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。 2 <u>調整会議は、利用者の代表及び教育委員会をもって構成する。</u> 3 調整会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項を協議する。 (1) 学校開放施設の利用計画（年間）に関すること。 (2) 開放施設の適正な管理運営に関すること。 (3) その他学校開放施設に関する必要な事項 4 会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。 (管理指導員の委嘱及び任務) <u>第 5 条</u> 利用者は、管理指導員 1 人を選任し、教育委員会へ報告しなければならない。 2 管理指導員は、<u>教育委員会の指揮監督の下に、学校施設を管理する学校長</u>と連絡を密にし、次の任務に当たる。 (1) 利用前に当該学校の利用施設を点検し、当日の利用の可否を判断する。 (2) 利用中は、利用施設管理のため適宜巡視し、必要に応じて利用者を指導するとともに、利用後の管理の確認を行う。
--	---

(実費弁償)

第 10 条 学校施設の利用者が教育委員会へ納める実費弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、児童、生徒で構成される団体、P T A活動及び総合型地域スポーツクラブについては、実費弁償の納入を免除する。

- (1) 体育施設 別表第 3
- (2) 文化施設 別表第 4

(附則)

[略]

[新設]

(実費弁償)

第 10 条 学校施設の利用者が教育委員会へ納める実費弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、児童、生徒で構成される団体、P T A活動及び総合型地域スポーツクラブについては、実費弁償の納入を免除する。

- (1) 体育施設 別表第 1
- (2) 文化施設 別表第 2

(附則)

[略]

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

体育施設

学校名	学校施設	利用日時	
		祝・土・日	平日
浜田市立原井小学校	体育館	午前 8 時～午後 9 時	午後 5 時 30 分～午後 9 時
	校庭	午前 8 時～午後 7 時	午後 5 時 30 分～午後 7 時
浜田市立雲雀丘小学校	体育館	午前 8 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時

浜田市立学校施設利用要綱 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

	校庭	午前 8 時～午後 7 時	午後 5 時～午後 7 時
浜田市立松原小学校	体育館	午前 8 時 30 分～午後 10 時	午後 6 時 30 分～午後 10 時
	校庭	午前 8 時 30 分～午後 10 時	午後 6 時 30 分～午後 10 時
浜田市立石見小学校	体育館	午前 9 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時 (ただし、木曜日は使用不可)
	校庭	午前 9 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時 (ただし、木曜日は使用不可)
浜田市立美川小学校	体育館	午前 9 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時 (ただし、金曜日は使用不可)
	校庭	なし	なし
浜田市立長浜小学校	体育館	午前 8 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時
	校庭	午前 8 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 7 時 30 分
浜田市立国府小学校	体育館	午前 8 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時
	校庭	なし	なし
浜田市立周布小学校	体育館	午前 9 時～午後 9 時	午後 5 時～午後 9 時
	校庭	午前 9 時～午後 7 時 30 分	午後 5 時 30 分～午後 7 時 30 分
浜田市立三	体育館	午前 8 時～午後 9 時 30	午後 6 時～午後 9 時

浜田市立学校施設利用要綱 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

階小学校		分	30 分
	校庭	午前 8 時～午後 7 時	午後 5 時 30 分～午後 7 時 30 分
浜田市立雲城小学校	体育館	なし	午後 5 時～午後 9 時
	校庭	なし	午後 5 時～午後 9 時
浜田市立今福小学校	体育館	午前 9 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時
	校庭	午前 9 時～午後 6 時	なし
浜田市立波佐小学校	体育館	午前 8 時～午後 10 時	午後 5 時～午後 10 時
	校庭	午前 8 時～午後 10 時	午後 5 時～午後 10 時
浜田市立旭小学校	体育館	午前 9 時～午後 9 時 30 分	午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分
	校庭	午前 9 時～午後 5 時	なし
浜田市立弥栄小学校	体育館	午前 9 時～午後 10 時	午後 7 時～午後 10 時
	校庭	土 午後 1 時 30 分～午後 3 時 日 午前 9 時～午前 10 時 30 分	なし
浜田市立三隅小学校	体育館	午前 8 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時
	校庭	午前 8 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時
浜田市立岡見小学校	体育館	午前 8 時～午後 10 時	午後 6 時～午後 10 時
	校庭	午前 9 時～午後 6 時	なし
浜田市立第一中学校	体育館	午後 7 時～午後 10 時	午後 7 時～午後 10 時
	柔道場	午後 7 時～午後 10 時	
浜田市立第二中学校	体育館	午後 7 時 30 分～午後 10 時	
浜田市立第三中学校	体育館	午後 7 時～午後 10 時	

浜田市立学校施設利用要綱 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

三中学校			
浜田市立第四中学校	体育館	午後 6 時 30 分～午後 10 時	
浜田市立浜田東中学校	体育館	午後 7 時～午後 10 時	午後 8 時～午後 10 時
浜田市立金城中学校	体育館	土 午後 1 時～午後 10 時 日 午前 9 時～午後 10 時	午後 6 時 45 分～午後 10 時
	校庭	土 午後 1 時～午後 10 時 日 午前 9 時～午後 10 時	午後 6 時 45 分～午後 10 時
浜田市立旭中学校	体育館	午後 5 時 30 分～午後 10 時	午後 7 時～午後 10 時
	校庭		
浜田市立弥栄中学校	体育館	午後 7 時～午後 10 時	午後 7 時～午後 10 時 (ただし、金曜日は午後 8 時～午後 10 時)
	校庭	なし	なし
浜田市立三隅中学校	体育館	午前 8 時～午後 10 時	午後 7 時～午後 10 時 (ただし、水曜日は使用不可)
	校庭	午前 8 時～午後 10 時	午後 8 時～午後 10 時

別表第 2 (第 5 条関係)

文化施設

学校名	学校施設	利用日時	
		祝・土・日	平日
浜田市立長浜小学校	特別活動室	なし	午前 9 時～午後 4 時 30 分

浜田市立学校施設利用要綱 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

浜田市立 三階小学校	音楽室 家庭科室	午前8時～午後7 時	午後5時30分～午 後7時30分
浜田市立 第三中学校	音楽室 ミーティング ルーム 家庭科室	午前9時～午後9 時 (ただし、土 曜日は午後7時～ 午後10時)	午後7時～午後10 時
浜田市立 原井幼稚園	遊戯室	なし	なし

別表第3 (第10条関係)

〔略〕

別表第4 (第10条関係)

文化施設

学校施設	実費弁償の額
音楽室	460 円 (ただし、暖房使用時 920 円)
ミーティングルーム	250 円 (ただし、冷暖房使用時 710 円)
家庭科室	1,150 円 (ただし、暖房使用時 1,590 円)
特別活動室	250 円 (ただし、冷暖房使用時 710 円)
<u>遊戯室</u>	<u>250 円 (ただし、暖房使用時 710 円)</u>

備考 3時間を単位とする。

別表第1 (第10条関係)

〔略〕

別表第2 (第10条関係)

文化施設

学校施設	実費弁償の額
音楽室	460 円 (ただし、暖房使用時 920 円)
ミーティングルーム	250 円 (ただし、冷暖房使用時 710 円)
家庭科室	1,150 円 (ただし、暖房使用時 1,590 円)
特別活動室	250 円 (ただし、冷暖房使用時 710 円)

備考 3時間を単位とする。

浜田市立学校施設利用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、浜田市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の施設を学校教育活動に支障のない範囲において、開放することにより、市民の体育活動及び文化活動を円滑に推進することを目的とする。

（学校施設）

第2条 学校施設とは、次の施設をいう。

- (1) 体育施設 校庭、体育館、武道場及び柔道場
- (2) 文化施設 音楽室、ミーティングルーム、家庭科室、特別活動室

（利用施設及び利用日時）

第3条 学校施設を開放する日時は、午前8時から午後10時とする。ただし、利用できる学校、学校施設及び利用日時については、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めることとする。

- 2 前項の規定に関わらず、当該学校長が利用を許可した場合は、教育委員会が別に定める時間以外の利用も可能とする。

（利用者調整会議）

第4条 学校施設の利用を円滑に行い運営管理に万全を期すために、浜田市立学校施設利用者調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

- 2 調整会議は、利用者の代表及び教育委員会をもって構成する。
- 3 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 学校開放施設の利用計画（年間）に関すること。
- (2) 開放施設の適正な管理運営に関すること。
- (3) その他学校開放施設に関する必要な事項

- 4 会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

（管理指導員の委嘱及び任務）

第5条 利用者は、管理指導員1人を選任し、教育委員会へ報告しなければならない。

- 2 管理指導員は、教育委員会の指揮監督の下に、学校施設を管理する学校長と連絡を密にし、次の任務に当たる。

- (1) 利用前に当該学校の利用施設を点検し、当日の利用の可否を判断する。
- (2) 利用中は、利用施設管理のため適宜巡視し、必要に応じて利用者を指導す

るとともに、利用後の管理の確認を行う。

(利用者及び登録)

第6条 学校施設を利用できる者は、営利を目的としない各種団体及びグループ（社会教育団体、町内会等を含む。）で、教育委員会に申請し、登録されたものでなければならない。

2 登録された者が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした事実を発見したとき。
- (2) 政治活動、宗教活動及び商行為をしたとき。
- (3) 登録団体として不適当と認めたとき。

3 登録は、毎年3月31日をもって終わる。

4 当該学校長の許可を得て、競技団体の主催による競技、練習及び児童・生徒が使用する場合は、この告示によらない。

(学校教育等に使用する場合との調整)

第7条 第5条に規定する学校長は、その学校施設及び利用日時の範囲を学校教育に利用する場合又は前条第4項のスポーツ活動その他社会教育活動等に使用を許可した場合は、使用する7日前までに教育委員会に連絡をする。

(利用の手続)

第8条 学校施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を得て、学校施設利用願（1月分）を当該学校へ提出する。

2 前項の学校施設利用願は、利用する月の1月前から受付け、許可は原則として5日前までに行う。

3 利用許可後であっても学校行事その他施設の状況により利用不可と認めた場合は、許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損失が生じても、何等補償はしない。

4 校庭利用の雨天順延は、原則として認めない。

5 教育委員会は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行

うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用者の義務と責任)

第9条 利用者は、管理指導員の下で利用しなければならない。

2 利用者は、利用心得を遵守するとともに利用中の事故防止に万全を期し、事故が発生したときは、その責任を負うものとする。

3 利用者は、施設、用具等を破損し、又は亡失したときは、直ちに管理指導員に連絡するとともに、施設用具等破損・亡失届を学校長を経由して教育委員会に提出し、その損害を賠償しなければならない。

4 利用者は、利用後直ちに施設・用具を点検して原形に復するとともに、火気・戸締まりを厳重にし、利用簿に必要事項を記載して管理指導員に提出し、終了の報告をしなければならない。

5 利用許可を受けた施設を第三者に使用させてはならない。

(実費弁償)

第10条 学校施設の利用者が教育委員会へ納める実費弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、児童、生徒で構成される団体、PTA活動及び総合型地域スポーツクラブについては、実費弁償の納入を免除する。

(1) 体育施設 別表第1

(2) 文化施設 別表第2

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の浜田市立学校施設利用要綱及び三隅町立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則（昭和62年三隅町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

体育施設

学校施設の設置場所	実費弁償の額
体育館、武道場、柔道場	570円
校庭	360円

備考 2時間を単位とする。

別表第2（第10条関係）

文化施設

学校施設	実費弁償の額
音楽室	460円（ただし、暖房使用時 920円）
ミーティングルーム	250円（ただし、冷暖房使用時 710円）
家庭科室	1,150円（ただし、暖房使用時 1,590円）
特別活動室	250円（ただし、冷暖房使用時 710円）

備考 3時間を単位とする。

令和4年12月 浜田市議会定例会議

令和4年度 一般会計補正予算（第10号）説明資料

1. 編 成 概 要

- 今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費に加え、9月補正編成後に新たに生じた経費、現時点で事業費の確定等に伴い不用額が見込まれる事業等について調整を行うものです。

2. 予 算 規 模

- 補正額は次のとおりです。

（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計（第10号）	42,119,471	442,712	42,562,183

3. 補 正 事 項

- 主な補正事項は次のとおりです。
 - （1）新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費の調整
 - 新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業
 - （2）原油価格高騰に伴う事業費の調整
 - 燃料価格の高騰により不足する公共施設の光熱水費の追加
 - 公の施設の指定管理者に対する光熱費高騰分の一部支援
 - 市内タクシー事業者に対する燃料費の一部支援
 - （3）道の駅ゆうひパーク浜田の施設取得に係る事業費の調整
 - （4）債務負担行為の追加
 - 再エネの最大限導入のための計画づくり事業
 - 肥料価格高騰対策事業補助金

4. 一般会計補正予算（第10号）

1. 歳入歳出予算総括表

（歳入）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	説 明
15 国庫支出金	7,529,577	39,390	7,568,967	4年公共土木施設災害復旧費 40,020 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,629 特定地域づくり事業推進交付金 △2,259
16 県支出金	2,736,138	1,463	2,737,601	公共交通燃料費高騰緊急対策事業費 1,463
18 寄附金	1,013,947	12,000	1,025,947	奨学基金 10,000 児童福祉費寄附金 2,000
19 繰入金	3,199,966	113,556	3,313,522	財政調整基金繰入金 113,556
21 諸収入	1,089,055	14,103	1,103,158	浜田地区広域行政組合負担金返還金 14,103
22 市債	2,940,549	262,200	3,202,749	ふるさと体験村改修事業費 4,800 道の駅ゆうひパーク浜田取得事業費 233,800 現年公共土木施設災害復旧費 23,600
歳入合計	42,119,471	442,712	42,562,183	

（歳出）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,146,642	69,014	7,215,656	833			68,181
3 民生費	11,926,450	14,296	11,940,746			2,000	12,296
4 衛生費	3,234,039	19,992	3,254,031				19,992
6 農林水産業費	3,699,307	△ 123	3,699,184		4,800		△ 4,923
7 商工費	1,227,558	233,635	1,461,193		233,800	2,255	△ 2,420
8 土木費	3,250,268	658	3,250,926				658
10 教育費	3,095,850	41,683	3,137,533			10,000	31,683
11 災害復旧費	616,971	63,557	680,528	40,020	23,600		△ 63
歳出合計	42,119,471	442,712	42,562,183	40,853	262,200	14,255	125,404

2. 事業別の補正事項

2 (総 務 費)

69,014

番号	新規 区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
1		庁舎等維持管理費 光熱水費の増額及び浄化槽の緊急修繕等に伴う調整 (詳細はP9の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>133,409</td><td>27,926</td><td>161,335</td></tr></table> ※当初(33)133,409千円	補正前	補正額	補正後	133,409	27,926	161,335	27,926	0	0	0	27,926
補正前	補正額	補正後											
133,409	27,926	161,335											
2	新規	指定管理施設光熱費高騰対策支援事業 原油価格高騰の影響を受けている公の施設の指定管理者 に対し、光熱費の一部を支援する (詳細はP10の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>0</td><td>47,142</td><td>47,142</td></tr></table>	補正前	補正額	補正後	0	47,142	47,142	47,142	0	0	0	47,142
補正前	補正額	補正後											
0	47,142	47,142											
3		浜田地区広域行政組合負担金 組合の補正予算に伴う調整 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>35,932</td><td>△2,043</td><td>33,889</td></tr></table> ※当初(47)35,932千円	補正前	補正額	補正後	35,932	△2,043	33,889	△2,043	0	0	0	△2,043
補正前	補正額	補正後											
35,932	△2,043	33,889											
4		新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が著しく 減少する中、住民生活を支えるため一定の事業継続が求 められる乗合バス事業者に対して、運行経費の一部を支 援する 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>4,050</td><td>165</td><td>4,215</td></tr></table> ※第1号(2)4,050千円	補正前	補正額	補正後	4,050	165	4,215	165	165	0	0	0
補正前	補正額	補正後											
4,050	165	4,215											
5		音楽を核とした定住促進事業 不用額の調整 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>19,553</td><td>△4,519</td><td>15,034</td></tr></table> ※当初(91)19,553千円	補正前	補正額	補正後	19,553	△4,519	15,034	△4,519	△2,259	0	0	△2,260
補正前	補正額	補正後											
19,553	△4,519	15,034											
6		原油価格・物価高騰対策地域公共交通事業者支援事業 原油価格高騰の影響を受けている市内タクシー事業者に 対し、燃料費の一部を支援する (支援策第12弾の継続支援) ○補助対象期間：令和4年10月～令和5年3月 ○補助率：1／2 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>2,282</td><td>2,927</td><td>5,209</td></tr></table> ※第6号(7)2,282千円	補正前	補正額	補正後	2,282	2,927	5,209	2,927	2,927	0	0	0
補正前	補正額	補正後											
2,282	2,927	5,209											
7		外国青年招致事業(CIR) 不用額の調整 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>15,240</td><td>△2,584</td><td>12,656</td></tr></table> ※当初(114)15,240千円	補正前	補正額	補正後	15,240	△2,584	12,656	△2,584	0	0	0	△2,584
補正前	補正額	補正後											
15,240	△2,584	12,656											
総務費 合計			69,014	833	0	0	68,181						

7 (商 工 費)

233,635

番号	新規 区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源									
15		温泉施設管理費 光熱水費の増額に伴う調整 (詳細はP9の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>11,372</td><td>2,255</td><td>13,627</td></tr><tr><td colspan="3">※当初(475) 11,372千円</td></tr></table>	補正前	補正額	補正後	11,372	2,255	13,627	※当初(475) 11,372千円			2,255	0	0	2,255	0
補正前	補正額	補正後														
11,372	2,255	13,627														
※当初(475) 11,372千円																
16	新規	道の駅ゆうひパーク浜田取得事業 道の駅ゆうひパーク浜田の公設民営化に向けた施設取得 経費 (詳細はP11の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>0</td><td>233,880</td><td>233,880</td></tr></table>	補正前	補正額	補正後	0	233,880	233,880	233,880	0	233,800	0	80			
補正前	補正額	補正後														
0	233,880	233,880														
17		浜田市人会事業 新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業中止等 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>3,428</td><td>△ 2,500</td><td>928</td></tr><tr><td colspan="3">※当初(508) 3,428千円</td></tr></table>	補正前	補正額	補正後	3,428	△ 2,500	928	※当初(508) 3,428千円			△ 2,500	0	0	0	△ 2,500
補正前	補正額	補正後														
3,428	△ 2,500	928														
※当初(508) 3,428千円																
		商工費 合計	233,635	0	233,800	2,255	△ 2,420									

8 (土 木 費)

658

番号	新規 区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源									
18		公共下水道事業会計繰出金 公共下水道事業会計の補正予算に伴う調整 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>436, 824</td><td>658</td><td>437, 482</td></tr><tr><td colspan="3">※当初（576）436, 824千円</td></tr></table>	補正前	補正額	補正後	436, 824	658	437, 482	※当初（576）436, 824千円			658	0	0	0	658
補正前	補正額	補正後														
436, 824	658	437, 482														
※当初（576）436, 824千円																
		土木費 合計	658	0	0	0	658									

10 (教 育 費)

41,683

番号	新規 区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
19		奨学基金積立金 寄附受納による積立金の調整 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>1, 503</td><td>10, 000</td><td>11, 503</td></tr></table> ※当初（618）1, 503千円	補正前	補正額	補正後	1, 503	10, 000	11, 503	10,000	0	0	10,000	0
補正前	補正額	補正後											
1, 503	10, 000	11, 503											
20		小学校管理運営費 光熱水費の増額に伴う調整 （詳細はP9の新規事業等実施に伴う説明シート参照） 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>94, 138</td><td>15, 230</td><td>109, 368</td></tr></table> ※当初（643）94, 138千円	補正前	補正額	補正後	94, 138	15, 230	109, 368	15,230	0	0	0	15,230
補正前	補正額	補正後											
94, 138	15, 230	109, 368											
21		中学校管理運営費 光熱水費の増額に伴う調整 （詳細はP9の新規事業等実施に伴う説明シート参照） 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>50, 621</td><td>4, 845</td><td>55, 466</td></tr></table> ※当初（651）50, 621千円	補正前	補正額	補正後	50, 621	4, 845	55, 466	4,845	0	0	0	4,845
補正前	補正額	補正後											
50, 621	4, 845	55, 466											

番号	新規 区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
22		図書館管理運営費 光熱水費の増額及び不用額の調整 (詳細はP9の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>116,591</td><td>2,179</td><td>118,770</td></tr></table> ※当初 (669) 116,591千円	補正前	補正額	補正後	116,591	2,179	118,770	2,179	0	0	0	2,179
補正前	補正額	補正後											
116,591	2,179	118,770											
23		共同調理場管理運営費 光熱水費の増額に伴う調整 (詳細はP9の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>219,815</td><td>9,429</td><td>229,244</td></tr></table> ※当初 (704) 219,815千円	補正前	補正額	補正後	219,815	9,429	229,244	9,429	0	0	0	9,429
補正前	補正額	補正後											
219,815	9,429	229,244											
		教育費 合計	41,683	0	0	10,000	31,683						

11 (災害復旧費)

63,557

番号	新規 区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
24		4年公共土木施設災害復旧費 令和3年8月の豪雨により被災し、令和4年10月に災害認定された公共土木施設の復旧工事 道路 ○補助分 旭：1箇所 【事業費】 <table><tr><td>補正前</td><td>補正額</td><td>補正後</td></tr><tr><td>159,413</td><td>63,557</td><td>222,970</td></tr></table> ※当初（730）50,000千円、第7号（1）109,413千円	補正前	補正額	補正後	159,413	63,557	222,970	63,557	40,020	23,600	0	△ 63
補正前	補正額	補正後											
159,413	63,557	222,970											
		災害復旧費 合計	63,557	40,020	23,600	0	△ 63						

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	指定管理施設光熱費 高騰対策支援事業	整理番号	2
		担当部・課	総務部 行財政改革推進課
事業期間	単年度 複数年度	事業区分	新規 ・ 拡充
	令和4年度～令和4年度 ・ 終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	急激な原油価格高騰の影響を受けている公の施設の指定管理者に対して、光熱費高騰分の一部を支援することで、指定管理施設の安定的な運営を図る。																																																																																																																																																																																																			
②背景	ウクライナ情勢等の影響により、特に電気料金の燃料費調整単価が上昇し続けている。																																																																																																																																																																																																			
③効果	光熱費高騰分に対する支援を行うことで、指定管理施設の安定的な施設運営を図る。																																																																																																																																																																																																			
④内容	令和3年度上期の光熱費（電気代、ガス代、燃料代（ガソリン/軽油/灯油及びA重油）と令和4年度上期の光熱費を比較し、全指定管理施設の平均上昇率（23.7%）を算出し、施設ごとの令和3年度間の光熱費実績額に平均上昇率を乗じた額を上限に助成する。																																																																																																																																																																																																			
⑤その他	○光熱費支援金 施設別内訳（指定管理者に光熱費負担のない住宅を除く 57 施設） <table><tr><th>NO</th><th>施設名</th><th>上限額</th><th>NO</th><th>施設名</th><th>上限額</th><th>NO</th><th>施設名</th><th>上限額</th></tr><tr><td>1</td><td>栄町駐車場</td><td>36千円</td><td>22</td><td>美又温泉国民保養センター</td><td>2,072千円</td><td>43</td><td>三隅中央公園市民野球場</td><td rowspan="4">795千円</td></tr><tr><td>2</td><td>道分山立体駐車場</td><td>372千円</td><td>23</td><td>都川交流促進施設</td><td>34千円</td><td>44</td><td>三隅中央公園市民テニス場</td></tr><tr><td>3</td><td>総合福祉センター</td><td>2,610千円</td><td>24</td><td>天狗石農村公園</td><td>62千円</td><td>45</td><td>三隅中央公園市民陸上競技場</td></tr><tr><td>4</td><td>病児・病後児保育室</td><td>69千円</td><td>25</td><td>地域交流プラザ</td><td>1,087千円</td><td>46</td><td>三隅中央公園多目的広場</td></tr><tr><td>5</td><td>金城高齢者生活福祉センター</td><td>1,368千円</td><td>26</td><td>木田暮らしの学校</td><td>142千円</td><td>47</td><td>三隅中央公園屋内プール・多目的運動場</td><td>2,900千円</td></tr><tr><td>6</td><td>あさひやすらぎの家</td><td>134千円</td><td>27</td><td>旭温泉あさひ荘</td><td>950千円</td><td>48</td><td>田の浦運動公園青少年研修広場ソフトボール場</td><td>13千円</td></tr><tr><td>7</td><td>三隅デイサービスセンター</td><td>1,448千円</td><td>28</td><td>農産物集出荷貯蔵施設</td><td>103千円</td><td>49</td><td>田の浦運動公園バースハウス</td><td>45千円</td></tr><tr><td>8</td><td>浜田市火葬場</td><td>1,101千円</td><td>29</td><td>地域資源循環活用施設</td><td>12千円</td><td>50</td><td>田の浦運動公園オートキャンプ場</td><td>65千円</td></tr><tr><td>9</td><td>弥栄火葬場</td><td>54千円</td><td>30</td><td>三隅特産品展示販売センター</td><td>679千円</td><td>51</td><td>岡見スポーツセンター</td><td>95千円</td></tr><tr><td>10</td><td>旭火葬場</td><td>79千円</td><td>31</td><td>浜田市陸上競技場</td><td>16千円</td><td>52</td><td>世界こども美術館創作活動館</td><td>2,171千円</td></tr><tr><td>11</td><td>三隅火葬場</td><td>558千円</td><td>32</td><td>浜田市野球場</td><td>629千円</td><td>53</td><td>石正美術館</td><td>1,877千円</td></tr><tr><td>12</td><td>岡見漁業振興会館</td><td>11千円</td><td>33</td><td>浜田市庭球場</td><td>31千円</td><td>54</td><td>石炭文化ホール</td><td>2,248千円</td></tr><tr><td>13</td><td>山陰浜田港公設市場</td><td>2,733千円</td><td>34</td><td>サンマリン浜田</td><td>371千円</td><td>55</td><td>浜田郷土資料館</td><td>146千円</td></tr><tr><td>14</td><td>浜田漁港水産物荷捌所</td><td>1,136千円</td><td>35</td><td>ラ・ペアーレ浜田</td><td>1,993千円</td><td>56</td><td>金城民俗資料館</td><td>5千円</td></tr><tr><td>15</td><td>国民宿舎千景苑</td><td>6,260千円</td><td>36</td><td>ふれあいジム・かなぎ</td><td>899千円</td><td>57</td><td>金城歴史民俗資料館</td><td>2千円</td></tr><tr><td>16</td><td>かなぎウェスタンライディングパーク</td><td>1,045千円</td><td>37</td><td>多目的運動広場</td><td>44千円</td><td colspan="2">合計</td><td>47,142千円</td></tr><tr><td>17</td><td>リフレパークきんたの里</td><td>5,426千円</td><td>38</td><td>多目的コート</td><td>60千円</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>18</td><td>森の公民館</td><td>116千円</td><td>39</td><td>今福スポーツ広場施設</td><td>25千円</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>19</td><td>地域材利用促進交流館</td><td>36千円</td><td>40</td><td>浜田市室内プール</td><td>1,875千円</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>20</td><td>波佐地場産業技術研修センター</td><td>278千円</td><td>41</td><td>三隅B&G海洋センター</td><td>129千円</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>21</td><td>緑の里地域振興施設</td><td>59千円</td><td>42</td><td>三隅中央会館多目的研修集会施設</td><td>638千円</td><td colspan="3"></td></tr></table>	NO	施設名	上限額	NO	施設名	上限額	NO	施設名	上限額	1	栄町駐車場	36千円	22	美又温泉国民保養センター	2,072千円	43	三隅中央公園市民野球場	795千円	2	道分山立体駐車場	372千円	23	都川交流促進施設	34千円	44	三隅中央公園市民テニス場	3	総合福祉センター	2,610千円	24	天狗石農村公園	62千円	45	三隅中央公園市民陸上競技場	4	病児・病後児保育室	69千円	25	地域交流プラザ	1,087千円	46	三隅中央公園多目的広場	5	金城高齢者生活福祉センター	1,368千円	26	木田暮らしの学校	142千円	47	三隅中央公園屋内プール・多目的運動場	2,900千円	6	あさひやすらぎの家	134千円	27	旭温泉あさひ荘	950千円	48	田の浦運動公園青少年研修広場ソフトボール場	13千円	7	三隅デイサービスセンター	1,448千円	28	農産物集出荷貯蔵施設	103千円	49	田の浦運動公園バースハウス	45千円	8	浜田市火葬場	1,101千円	29	地域資源循環活用施設	12千円	50	田の浦運動公園オートキャンプ場	65千円	9	弥栄火葬場	54千円	30	三隅特産品展示販売センター	679千円	51	岡見スポーツセンター	95千円	10	旭火葬場	79千円	31	浜田市陸上競技場	16千円	52	世界こども美術館創作活動館	2,171千円	11	三隅火葬場	558千円	32	浜田市野球場	629千円	53	石正美術館	1,877千円	12	岡見漁業振興会館	11千円	33	浜田市庭球場	31千円	54	石炭文化ホール	2,248千円	13	山陰浜田港公設市場	2,733千円	34	サンマリン浜田	371千円	55	浜田郷土資料館	146千円	14	浜田漁港水産物荷捌所	1,136千円	35	ラ・ペアーレ浜田	1,993千円	56	金城民俗資料館	5千円	15	国民宿舎千景苑	6,260千円	36	ふれあいジム・かなぎ	899千円	57	金城歴史民俗資料館	2千円	16	かなぎウェスタンライディングパーク	1,045千円	37	多目的運動広場	44千円	合計		47,142千円	17	リフレパークきんたの里	5,426千円	38	多目的コート	60千円				18	森の公民館	116千円	39	今福スポーツ広場施設	25千円				19	地域材利用促進交流館	36千円	40	浜田市室内プール	1,875千円				20	波佐地場産業技術研修センター	278千円	41	三隅B&G海洋センター	129千円				21	緑の里地域振興施設	59千円	42	三隅中央会館多目的研修集会施設	638千円			
NO	施設名	上限額	NO	施設名	上限額	NO	施設名	上限額																																																																																																																																																																																												
1	栄町駐車場	36千円	22	美又温泉国民保養センター	2,072千円	43	三隅中央公園市民野球場	795千円																																																																																																																																																																																												
2	道分山立体駐車場	372千円	23	都川交流促進施設	34千円	44	三隅中央公園市民テニス場																																																																																																																																																																																													
3	総合福祉センター	2,610千円	24	天狗石農村公園	62千円	45	三隅中央公園市民陸上競技場																																																																																																																																																																																													
4	病児・病後児保育室	69千円	25	地域交流プラザ	1,087千円	46	三隅中央公園多目的広場																																																																																																																																																																																													
5	金城高齢者生活福祉センター	1,368千円	26	木田暮らしの学校	142千円	47	三隅中央公園屋内プール・多目的運動場	2,900千円																																																																																																																																																																																												
6	あさひやすらぎの家	134千円	27	旭温泉あさひ荘	950千円	48	田の浦運動公園青少年研修広場ソフトボール場	13千円																																																																																																																																																																																												
7	三隅デイサービスセンター	1,448千円	28	農産物集出荷貯蔵施設	103千円	49	田の浦運動公園バースハウス	45千円																																																																																																																																																																																												
8	浜田市火葬場	1,101千円	29	地域資源循環活用施設	12千円	50	田の浦運動公園オートキャンプ場	65千円																																																																																																																																																																																												
9	弥栄火葬場	54千円	30	三隅特産品展示販売センター	679千円	51	岡見スポーツセンター	95千円																																																																																																																																																																																												
10	旭火葬場	79千円	31	浜田市陸上競技場	16千円	52	世界こども美術館創作活動館	2,171千円																																																																																																																																																																																												
11	三隅火葬場	558千円	32	浜田市野球場	629千円	53	石正美術館	1,877千円																																																																																																																																																																																												
12	岡見漁業振興会館	11千円	33	浜田市庭球場	31千円	54	石炭文化ホール	2,248千円																																																																																																																																																																																												
13	山陰浜田港公設市場	2,733千円	34	サンマリン浜田	371千円	55	浜田郷土資料館	146千円																																																																																																																																																																																												
14	浜田漁港水産物荷捌所	1,136千円	35	ラ・ペアーレ浜田	1,993千円	56	金城民俗資料館	5千円																																																																																																																																																																																												
15	国民宿舎千景苑	6,260千円	36	ふれあいジム・かなぎ	899千円	57	金城歴史民俗資料館	2千円																																																																																																																																																																																												
16	かなぎウェスタンライディングパーク	1,045千円	37	多目的運動広場	44千円	合計		47,142千円																																																																																																																																																																																												
17	リフレパークきんたの里	5,426千円	38	多目的コート	60千円																																																																																																																																																																																															
18	森の公民館	116千円	39	今福スポーツ広場施設	25千円																																																																																																																																																																																															
19	地域材利用促進交流館	36千円	40	浜田市室内プール	1,875千円																																																																																																																																																																																															
20	波佐地場産業技術研修センター	278千円	41	三隅B&G海洋センター	129千円																																																																																																																																																																																															
21	緑の里地域振興施設	59千円	42	三隅中央会館多目的研修集会施設	638千円																																																																																																																																																																																															

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興 計画上の 位置づけ	まちづくり の大綱	
	施策大綱	
	まち・ひと・ しごと創生総合 戦略の該当	

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財 源 内 訳		全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	事業費	47,142	47,142	0	0
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	47,142	47,142	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	原油価格高騰に伴う 光熱水費の調整	整理番号	1、12、15、20、21、22、23
		担当部・課	④内容に記載
事業期間	単年度・複数年度 令和4年度～令和4年度・終期未定	事業区分	新規・拡充
			裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	急激な原油価格高騰の影響を受け、電気料金等の値上げが続く公共施設の光熱水費を追加することで、施設の安定した運営を図る。																																													
②背景	ウクライナ情勢等の影響により、特に電気料金の燃料費調整単価が上昇し続けている。																																													
③効果	円滑な施設運営を行う。																																													
④内容	庁舎等の公共施設について、燃料価格の高騰により不足する光熱水費を追加する。 ○光熱水費不足額一覧 ※事業内の不用額との相殺等により各事業の補正額とは一致しない場合がある。 単位:千円 <table><tr><th>No</th><th>事業名</th><th>担当課</th><th>施設名</th><th>光熱水費不足額</th></tr><tr><td>1</td><td>庁舎等維持管理費</td><td>行財政改革推進課</td><td>市庁舎</td><td>20,329</td></tr><tr><td>12</td><td>浜田浄苑管理運営費</td><td>環境課</td><td>浜田浄苑</td><td>18,678</td></tr><tr><td>15</td><td>温泉施設管理費</td><td>金城産業建設課・旭産業建設課</td><td>温泉施設</td><td>2,255</td></tr><tr><td>20</td><td>小学校管理運営費</td><td>教育総務課</td><td>小学校</td><td>15,230</td></tr><tr><td>21</td><td>中学校管理運営費</td><td>教育総務課</td><td>中学校</td><td>4,845</td></tr><tr><td>22</td><td>図書館管理運営費</td><td>教育総務課</td><td>図書館</td><td>4,903</td></tr><tr><td>23</td><td>共同調理場管理運営費</td><td>教育総務課</td><td>共同調理場・単独校調理場</td><td>9,429</td></tr><tr><td colspan="4">12月補正光熱水費計</td><td>75,669</td></tr></table>	No	事業名	担当課	施設名	光熱水費不足額	1	庁舎等維持管理費	行財政改革推進課	市庁舎	20,329	12	浜田浄苑管理運営費	環境課	浜田浄苑	18,678	15	温泉施設管理費	金城産業建設課・旭産業建設課	温泉施設	2,255	20	小学校管理運営費	教育総務課	小学校	15,230	21	中学校管理運営費	教育総務課	中学校	4,845	22	図書館管理運営費	教育総務課	図書館	4,903	23	共同調理場管理運営費	教育総務課	共同調理場・単独校調理場	9,429	12月補正光熱水費計				75,669
No	事業名	担当課	施設名	光熱水費不足額																																										
1	庁舎等維持管理費	行財政改革推進課	市庁舎	20,329																																										
12	浜田浄苑管理運営費	環境課	浜田浄苑	18,678																																										
15	温泉施設管理費	金城産業建設課・旭産業建設課	温泉施設	2,255																																										
20	小学校管理運営費	教育総務課	小学校	15,230																																										
21	中学校管理運営費	教育総務課	中学校	4,845																																										
22	図書館管理運営費	教育総務課	図書館	4,903																																										
23	共同調理場管理運営費	教育総務課	共同調理場・単独校調理場	9,429																																										
12月補正光熱水費計				75,669																																										
⑤その他	参考 燃料費調整単価変動推移 燃料費調整単価(高压供給) <table><tr><th>年</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th></tr><tr><td>2021</td><td>-1.97</td><td>-1.57</td><td>-1.24</td><td>-0.91</td><td>-0.7</td><td>-0.33</td><td>0.07</td><td>0.56</td><td>1.01</td><td>1.52</td><td>2.41</td><td>3.14</td><td>3.49</td><td>3.72</td><td>4.02</td><td>5.22</td><td>6.72</td><td>9.01</td><td>11.04</td><td>12.52</td></tr></table> 年月 単価については中国電力(株)公表資料より抜粋	年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	2021	-1.97	-1.57	-1.24	-0.91	-0.7	-0.33	0.07	0.56	1.01	1.52	2.41	3.14	3.49	3.72	4.02	5.22	6.72	9.01	11.04	12.52			
年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																										
2021	-1.97	-1.57	-1.24	-0.91	-0.7	-0.33	0.07	0.56	1.01	1.52	2.41	3.14	3.49	3.72	4.02	5.22	6.72	9.01	11.04	12.52																										

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)

(4)総合振興計画との整合性

総合振興 計画上の 位置づけ	まちづくり の大綱	
	施策大綱	
	まち・ひと・ しごと創生総合 戦略の該当	

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位:千円			
財 源 内 訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	国県支出金	75,669	75,669	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	75,669	75,669	0	0

【参考】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る予算措置の状況

単位:千円

番号	事業名	事業費	交付金	備考
-	予算提案済み分	382,267	327,457	令和4年度一般会計補正予算(第1号)分
-	予算提案済み分	32,550	13,118	令和4年度一般会計補正予算(第3号)分
-	予算提案済み分	333,308	333,308	令和4年度一般会計補正予算(第5号)分
-	予算提案済み分	15,939	10,009	令和4年度一般会計補正予算(第6号)分
4	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業	165	165	
6	原油価格・物価高騰対策地域公共交通事業者支援事業	2,927	1,464	
	合 計	767,156	685,521	

個人一般質問 通告一覧（令和4年12月浜田市議会定例会議）

1 **19番 田 畑 敬 二**

- 1 浜田市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱について
- 2 まちづくり総合交付金について

2 **3番 大 谷 学**

- 1 県立大学を生かしたまちづくりについて
 - （1）県立大学が浜田市に及ぼす経済的効果について
 - （2）大学周辺のまちづくりについて
- 2 豊かな創造力を育む文化行政について
 - （1）策定中の第3次浜田市子ども読書活動推進計画について
 - （2）ガラスを多用している中央図書館の設計コンセプトについて
 - （3）図書館の蔵書管理について

3 **16番 芦 谷 英 夫**

- 1 協働のまちづくり推進に向けた態勢づくりについて
- 2 郷土資料館の整備と市民の歴史文化活動について
- 3 文化、スポーツ行政の推進態勢について
- 4 地域包括支援センターの状況について
- 5 市道、赤道、青線の管理体制について

4 **2番 村 木 勝 也**

- 1 「自主防災組織の役割」について
 - （1）住民参加型防災訓練について
 - （2）「公助」における「共助」からの「自助」について
- 2 「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」と防災について
 - （1）「市民と共に学ぶ環境づくり事業」について
 - （2）「地域の再生可能エネルギー導入支援事業」について
 - （3）「公共施設への再生可能エネルギー導入事業」について
- 3 「指定緊急避難場所」の防災機能について

5 **1番 肥 後 孝 俊**

- 1 住民の防災意識を高める取組について
 - （1）自主防災組織の役割について
- 2 避難所について
 - （1）市内の避難所の数と課題について
- 3 第2次浜田市総合振興計画内の「災害に強いまちづくりの推進」について
 - （1）令和2年に策定された浜田市国土強靱化地域計画について
 - （2）住民が避難した後の環境について
 - （3）浜田市役所、各支所が被災し停電が発生した場合の電源確保について

6

9 番 柳 楽 真智子

- 1 介護予防について
 - (1) 介護予防日常生活支援総合事業について
 - (2) 生活支援コーディネーターについて
- 2 出産・子育て応援交付金事業について
 - (1) 経済的支援と伴走型支援について
- 3 防災・減災について
 - (1) 防災講演会について

7

21 番 川 神 裕 司

- 1 職員のモチベーション向上と活気ある市役所づくりについて
 - (1) 活気のある市役所づくりのための人材育成について
 - (2) 現在の人事評価システムに対する評価と適正なフィードバックについて
- 2 港湾機能を生かした地域再生について
 - (1) 福井2号上屋整備等港湾機能の拡充による今後の経済対策について
 - (2) 自衛隊艦艇の物資補給基地誘致活動の課題について

8

20 番 西 田 清 久

- 1 財政運営の考え方について
 - (1) 歳入について
 - (2) 市民生活について
- 2 市が所有する公共施設のあり方について
- 3 人材不足と移住・定住戦略について

9

7 番 村 武 まゆみ

- 1 有機農業の推進について
 - (1) 有機農業の現状について
 - (2) オーガニックビレッジ宣言について
 - (3) オーガニック給食について
- 2 健康でいきいきと暮らし続けるための取組について
 - (1) 介護予防事業について
 - (2) 地域共生社会について

10

4 番 三 浦 大 紀

- 1 カーボンニュートラルの推進について
 - (1) 目標達成に向けた戦略と取組について

- 1 1** **1 4 番 布 施 賢 司**
- 1 ICT を活用した業務最適化の推進について
- (1) 執行部側のペーパーレス会議システムの導入について
- 2 動き出した浜田郷土資料館建替え整備について
- (1) 市民見学会アンケート結果について

- 1 2** **1 1 番 小 川 稔 宏**
- 1 JR 浜田駅を中心とした若者のまちの創造について
- (1) 駅周辺のにぎわい創出のための JR 等との連携について
- 2 カーボンニュートラル推進と公共交通の充実について
- (1) JR 山陰線の利用促進と活性化に向けた連携について
- (2) 民間路線バスの利用促進策について
- (3) 脱炭素の移動手段導入に伴う購入費補助について
- 3 保育士の配置基準と保育所・小学校の連携について
- (1) 保育士の配置基準の見直しの必要性について
- (2) 保育所・小学校の連携とインクルーシブ教育について

- 1 3** **5 番 沖 田 真 治**
- 1 消防団について
- (1) 消防操法大会について
- (2) 体制と運営について
- (3) 組織力強化について

- 1 4** **1 5 番 岡 本 正 友**
- 1 成年後見制度 (SDGs3) について
- (1) 中核機関の成年後見制度について
- (2) 権利擁護センター等の整備について
- 2 ボランティア等市民活動支援 (SDGs4) について
- (1) 市民活動の拠点等の支援について
- (2) 未来を託す若者支援について

- 1 5** **2 2 番 牛 尾 昭**
- 1 元気の出る水産業振興について
- (1) ふるさと納税に占める水産品について
- (2) 水産業者の意向調査について
- (3) BB 大鍋フェスティバルについて

- 1 6** **1 0 番 串 崎 利 行**
- 1 農業の振興について
- (1) 肥料高騰対策について
- (2) 土壌診断について
- (3) 浜田市弥栄肉用牛改良流通センターについて
- 2 ダムを生かした観光地づくりについて

17

17番 永見利久

- 1 美又温泉の活性化について
 - (1) 美肌資源の活用について
 - (2) 美又温泉国民保養センターの今後について
- 2 美又地域の活性化について
- 3 狂犬病予防注射の接種について
- 4 防災・減災対策について
 - (1) 学校の防災教育について

18

18番 佐々木 豊 治

- 1 不登校対策について
 - (1) 浜田市における不登校の状況について
 - (2) 不登校特例校について
 - (3) 浜田市教育支援センター「山びこ学級」について
- 2 国の経済対策を反映した浜田市独自の取組について
 - (1) 第1次経済対策について
 - (2) 第2次経済対策について

19

6番 足立 豪

- 1 プレミアム付「はまだ応援チケット」について
 - (1) 販売目的について
 - (2) 課題と今後について
- 2 在宅介護支援について
 - (1) 家族介護慰労金について
 - (2) 在宅介護慰労金について
 - (3) 家族介護用品支援事業について
- 3 インクルーシブ教育について
 - (1) 学校の現状について
 - (2) 学校の今後について

20

8番 川上 幾 雄

- 1 契約について
 - (1) 契約類型における請負契約と委任契約・準委任契約について
 - (2) 契約方法における随意契約について
 - (3) 公共工事における法令遵守について

令和 4 年 12 月 定例会議

教育部

教育総務課

2-(1)-①

発言順位	2 番	質問者	3 番 大谷 学	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 豊かな創造力を育む文化行政について				
中 項 目	(1) 浜田市子ども読書活動推進計画について				
小項目(要旨)	① 読書活動の環境整備について				
【教育部長答弁】					
浜田市子ども読書活動推進計画では、子ども達が本に触れ、本を読む楽しさを感じたり、知らなかったことを知る喜びを感じたりできる環境を整備したいと考えております。					
そのため、これまで以上に、幼児期から小・中・高校までの成長期において、また、学校、家庭、地域のそれぞれの場面において、本との出会いや読書習慣づくりが進むように取り組んでまいります。					
具体的な目標として、第 3 次計画では、「読み聞かせの会の回数や参加者数」、「学校図書館の貸出冊数」、「平日に読書を 30 分以上する児童・生徒の割合」、「電子書籍タイトル数」については上方修正しました。					
これらの目標達成に向けて、行政だけでなく、しまね子どもの読書等推進の会浜田支部をはじめとしたボランティアの皆さんや、市社会福祉協議会等関係団体との協働体制を更に整えてまいります。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議

教育部

教育総務課

2-(2)-①

発言順位	2 番	質問者	3 番 大谷 学	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 豊かな創造力を育む文化行政について				
中 項 目	(2) ガラスを多用している設計について				
小項目(要旨)	① ガラス壁面を多用する設計の理由				
【教育部長答弁】 中央図書館は、「人が『つどい』『まなび』『くつろげる』図書館」「『郷土』に生きる喜びを発見し、郷土への愛情を醸成する図書館」「ユニバーサルデザインに配慮した図書館」「社会教育推進の役割を担う図書館」の四つの要素を基本コンセプトとして、誰からも親しまれ、居心地の良い、周辺の景観と調和した図書館を目指し設計されました。 また、機能面として、環境への配慮と省資源・省エネルギーに対応するため、その一つの要素として、自然採光を積極的に利用することとしたため、ガラス壁面を多用する設計となっております。 このため、南側に下げた屋根とし、ひさしも長くすることで、光を取り込む一方で、直射日光はできるだけ入らないよう配慮した設計とし、併せて、ガラス壁面にはロールカーテンも設置しております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

2-(3)-①

発言順位	2番	質問者	3番大谷学	答弁者	市長副市長教育長部長
大項目	2豊かな創造力を育む文化行政について				
中項目	(3)図書館の蔵書管理について				
小項目(要旨)	①中央図書館の太陽光による蔵書の劣化対策について				
【教育部長答弁】					
議員ご指摘のように、歴史的資料になり得るような図書は、 光による劣化を配慮することが必要と考えております。したがって、特に貴重と思われる資料につきましては、光を遮断した上に、消火設備も窒素ガスを用いる貴重資料保管庫に保管をして しております。また、将来的には歴史的資料となる可能性がある 資料につきましては、閉架書庫や光が当たらないコーナーに配 架するなど、その重要度に応じて対策を行っております。					
そして、図書館のガラスには、本の劣化の原因となる赤外線 や紫外線を一定程度防ぐ低放射ガラスのパアガラスを使用する といった対策を講じております。 					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

$$2 - (3) - \textcircled{2}$$
[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部 文化スポーツ課 2-①

発言順位	3 番	質問者	16 番 芦谷 英夫	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 郷土資料館の整備と市民の歴史文化活動				
中 項 目					
小項目(要旨)	① 多くの歴史資料について、市民の理解を深め 具体的な事業を今後どのように進める考えか				
【教育長答弁】					
浜田郷土資料館には、約 12,500 点の資料を収蔵しております。これらの収蔵資料は、浜田の古代から近代までを紹介する常設展で活用したり、市民から寄贈された資料や刀剣を展示したりするなど、市民の皆さんに興味を持っていただけるテーマを設定した企画展などで活用しております。					
また、浜田藩や北前船に関わる資料については、浜田城資料館において、「発掘からみた浜田城の姿」や「浜田藩士の装い」などといった企画展を開催して活用しております。					
今後は、これらの資料館だけでなく、市役所本庁 1 階の市民ロビーや支所の展示室など、人の目に触れやすい場所での展示の充実も図ってまいります。					
また、特に、若い人に歴史や文化への興味を持ってもらえるように、学習会や見学会などの機会を作りたいと考えております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部 文化スポーツ課 2-②

発言順位	3 番	質問者	16 番 芦谷 英夫	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 郷土資料館の整備と市民の歴史文化活動				
中 項 目					
小項目(要旨)	② 他都市との市民レベルでの友好交流状況と地元での歴史文化学習、普及事業、調査研究状況について				
【教育長答弁】					
他都市の民間団体との交流については、例えば、駅鈴を通じた交流の「浜田市*松阪市友好の会」、浜田藩ゆかりの「美作浜田会」や「初雁温知会」があり、このほかにもカチューシャの唄がご縁の「知音都市交流」などの活動があります。					
新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和 2～3 年度は行き来する交流は難しい状況でしたが、メッセージや会誌のやり取りなどの情報交換はされてきました。そうした中、今年 11 月に「浜田市*松阪市友好の会」が松阪市の氏郷まつりに参加されるなど、交流再開の動きも出てきています。					
一方、市民による歴史文化学習や普及事業、調査研究については、例えば、浜田郷土資料館友の会では、毎月の会員の発表、現地研修、講演会の開催などを行っておられます。					
西中国山地民具を守る会では、「たたら」や様々な職業で使う道具の調査研究、講演会の開催などを行っておられます。					
このほか、近世古文書研究会や三隅郷土史研究会、ふるさと歴史紀行といった団体でも、コロナ禍の影響を受けながらも、活動を行っておられます。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 文化スポーツ課 3-①

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 文化スポーツ課 3-②

[illegible]

【答弁準備原稿　個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 学校教育課 1-(2)-②

発言順位	8 番	質問者	20 番 西田 清久	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	1 財政運営の考え方について				
中 項 目	(2) 市民生活について				
小項目(要旨)	② 小学校新一年生にランドセルを無料配布 する考えについて				
【教育部長答弁】					
経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対しましては、就学援助制度により新入学学用品費を支給しております。この支給額も毎年支給基準の見直しを行い、来年度の入学者に対して、小学校で 54,060 円、中学校で 6 万円を援助するなど、少しでも保護者の負担軽減を図るよう努めております。 また、学校給食の食材高騰に対応するため、食材費に対する補助も行っております。 議員ご提案の「小学校新 1 年生へのランドセル無料配布」につきましては、国の交付金では事業の継続が見込めないことから、一部の学年への単発的な支援は難しいと考えております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 教育総務課 1-(3)-①

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 教育総務課 1-(3)-②

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 文化スポーツ課 2-(1)-①

発言順位	11 番	質問者	14 番 布施 賢司	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 動き出した郷土資料館建替え整備について				
中 項 目	(1) 市民見学会アンケート結果について				
小項目(要旨)	① 問 3～問 6 の結果の所見				
【教育長答弁】					
郷土資料館の見学会は、7 月と 8 月で 19 回開催し、参加者には見学後にアンケートをお願いしました。					
質問の項目は、「展示室の広さ」「収蔵庫の広さ」「整備の必要性」「自由意見」などです。					
見学された約 9 割以上の方が「展示室や収蔵庫が狭い」と回答され、9 割近くの方が「整備が必要」と回答されました。					
自由記述の中には、「早期建て替えが必要」「もっと広い場所で数多くの資料を展示してもらいたい」といったご意見や、「新たな建物は必要ない」「極力コストは抑えて」といったご意見があり、「今回のような企画で市民にもっと周知して理解を深めるべき」といったご意見もありました。					
今回の見学会に参加された多くの方には、老朽化している郷土資料館をこのままにしておいてはいけない、という思いを持っていただけたのではないかと思います。					
その意味で、見学会を開催した意義があったと感じていますし、今後も、多くの人に郷土資料館を訪れていただく手立てが必要と考えております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部 文化スポーツ課 2-(1)-②

発言順位	11 番	質問者	14 番 布施 賢司	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 動き出した郷土資料館建替え整備について				
中 項 目	(1) 市民見学会アンケート結果について				
小項目(要旨)	② 山陰中央新報「こだま」の所見				
【副市長答弁】					
ご質問の山陰中央新報「こだま」の記事に関する市長の所見につきまして、市長に代わりまして、私から答弁させていただきます。					
今回の見学会に参加された方が投稿されたものですが、実際の状況を見た上での感想や思いがよく伝わってくる文章であると感じました。					
文末には「衣食足りて礼節を知る」という中国の言葉や、「人はパンのみにて生きるにあらず」という聖書の言葉を挙げられ、「どちらも一理あります。心が千々（ちぢ）に乱れます。」という言葉で終わっております。					
アンケートでも様々なご意見をいただいておりますが、この方も、実際の資料館の状況を見て、今までより整備の必要性を感じられながらも、一方で「どうする」との思いがあるのだと思います。					
今回の見学会が、郷土資料館の今後について真剣に考えていただく機会になったことを嬉しく思います。					
今回の見学会でのご意見も踏まえながら、今後の整備方針について、教育委員会とも相談し、検討してまいります。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 文化スポーツ課 2-(1)-③

発言順位	11 番	質問者	14 番 布施 賢司	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 動き出した郷土資料館建替え整備について				
中 項 目	(1) 市民見学会アンケート結果について				
小項目(要旨)	③ 地域協議会での意見				
【教育長答弁】					
見学会を開催して以降、10 月に浜田地域を除く 4 地域で地域協議会が開催されましたので、見学会の開催状況の報告を行い、委員から様々なご意見を頂戴しました。中には見学会に参加された委員もおられました。					
いただいたご意見の一部をご紹介しますと、現在の資料館の取組に関しては、「もっと宣伝が必要」「学校の子どもや若い人に見てもらうような取組をしてほしい」「図書館や美術館などと連携イベントを考えるべき」などの意見がありました。					
建替え整備に関しては、「あった方がよいとは思いますが費用や維持費等が問題」「図書館や公民館等の施設と一緒に建てて連携すべき」「今後も丁寧な説明をお願いしたい」「地域協議会の意見を大事にしてもらいたい」といった意見をいただいております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 文化スポーツ課 2-(1)-④

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部教育総務課幼児教育担当 3-(2)-①

発言順位	12 番	質問者	11 番 小川 稔宏	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	3 保育士の配置基準と保育所・小学校の連携について				
中 項 目	(2) 保育所・小学校の連携とインクルーシブ教育について				
小項目(要旨)	① 配慮が必要な子ども等の保育所・小学校の 連携体制と幼児教育センターの役割				
【幼児教育担当部長答弁】					
保育所等で、配慮が必要な子どもに行っていた支援等を、就学後も切れ目なく行うための連携体制につきましては、小学校教諭の保育所等への訪問、就学時健診でのスクリーニング検査結果の共有、それから保育所、幼稚園、小学校による保幼小連絡会の実施などがあります。					
また、「教育支援委員会」において就学後の望ましい学びの場の検討を行っており、その結果を保育所等や小学校に提供し、就学後の支援体制の構築に努めています。					
来年度新たに開設する浜田市幼児教育センターでは、保育所等を訪問し、配慮を必要とする子どもへの関わり方やクラス運営に対する支援を行うほか、保幼小の連携、接続に関する研修の開催なども計画しており、よりスムーズな保幼小の連携が行えるよう支援してまいります。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部教育総務課幼児教育担当 3-(2)-②

発言順位	12 番	質問者	11 番 小川 稔宏	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	3	保育士の配置基準と保育所・小学校の連携について			
中 項 目	(2)	保育所・小学校の連携とインクルーシブ教育について			
小項目(要旨)	②	インクルーシブ教育の現状と課題			
【教育長答弁】					
保育所や幼稚園においては、障がいのある子もない子も同じクラスで共に学ぶインクルーシブ教育が行われています。					
課題としましては、専門知識などを有する保育士等がまだまだ不足していることから、今後、浜田市幼児教育センターや幼児通級教室の機能を活かしながら、幼児教育施設と一緒に人材育成に取り組みたいと考えております。					
小学校においては、教育上特別な配慮が必要な児童に対し、一人ひとりの実情に応じて特別の教育課程を編成しております。教科によっては同学年の学級で共に授業を受けるなど、児童の特性や学習の習熟ペースに合わせ、学習指導や交流活動を行っております。					
課題としましては、児童の感覚の過敏さや対人関係の苦手さなどの特性によって、大きい集団での活動が難しいときに、個別対応・個別指導する教員等が不足し、対応に苦慮する場合があります。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部 文化スポーツ課 2-(1)-②

発言順位	14 番	質問者	15 番 岡本 正友	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	2 ボランティア等市民活動支援について				
中 項 目	(1) 市民活動の拠点等の支援について				
小項目(要旨)	② 音楽関係の活動拠点の支援の状況				
【教育部長答弁】 音楽関係の活動拠点の支援の状況につきましては、市民が音楽や芸術に触れるとともに、音楽活動をされている市民や団体が練習の成果を発表できる施設として石央文化ホールを整備しております。 建設から 28 年が経過しておりますが、利用に際して支障がないよう、施設や設備の改修などを進めております。 一方、音楽関係の日頃の練習等を行う場所につきましては、それぞれの団体が様々な練習会場を確保しておられるものと思いますが、以前使用されていた勤労青少年ホームは、老朽化により現在では使えない状況にあります。 大きな声や音が鳴る音楽活動については、まちづくりセンターなどは練習場として利用しにくいと思われ、日々の活動の適地が見つけにくい状況をどう支援していくかは、今後の課題と考えております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

2-(2)-①

発言順位	14番	質問者	15番 岡本 正友	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大項目	2 ボランティア等市民活動支援について				
中項目	(2) 未来を託す若者支援について				
小項目(要旨)	① 市内の小、中、高校、大学における課題研究の把握状況について				
【教育部長答弁】					
市内の学校及び大学における課題研究の状況につきまして は、例えば原井小学校では、「ふるさとの未来をえがこう」と 題して、地域の皆さんからお話を伺って課題解決型学習を行 い、成果を学習発表会で披露しました。他の小中学校において も学校と地域が連携して課題研究を行っています。 高校では、HAMADA 教育魅力化コンソーシアムを通して学校 と地域の連携協働を目指した課題研究を行っています。 島根県立大学では、市との包括的な連携協定に基づく「共同 研究」をはじめ、「学生研究奨励事業」、「市民研究員制 度」、「浜田を元気にするアイデアコンテスト MAKE DREAM」 など課題研究が行われております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議

教育部 学校教育課 4-(1)-①

発言順位	17 番	質問者	17 番 永見 利久	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	4 防災・減災対策について				
中 項 目	(1) 学校の防災教育について				
小項目(要旨)	① 各学校における防災教育の取組について				
【教育部長答弁】 「第 3 次学校安全の推進に関する計画」では、東日本大震災の記憶を活かして地域と連携協働し、実践的な安全教育を推進することとされています。 各学校における防災教育につきましては、主に総合的な学習の時間において、市の防災出前講座を活用した授業や、防災士や地域の方の協力を得ながら過去の水害について調べて災害時の備えを学習する活動など、各校で計画を立てて実施しております。 また、学校単位での避難訓練の実施のほか、学校によっては地域防災訓練に参加するなどして、「地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実」に向けて取り組んでおります。					

【答弁準備原稿　個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 学校教育課 1-(1)-①

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和4年12月定例会議 教育部 学校教育課 1-(1)-②

発言順位	18 番	質問者	18 番 佐々木 豊治	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	1 不登校対策について				
中 項 目	(1) 浜田市の不登校の状況について				
小項目(要旨)	② 不登校対策、さらなる対策の見通しについて				
【教育部長答弁】 浜田市の不登校への対策としましては、一人ひとりの状況を踏まえ、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが心理面や医療・福祉などの環境面から支援を行っております。 また、不登校の児童生徒や保護者の悩みに対しては、自立支援を行う青少年サポートセンターや、心の居場所となる教育支援センター「やまびこ学級」を設置し、1人ひとりに応じた学習指導や相談を行っております。 一方で、不登校の原因は、友人関係や進路、学業など多様化し、指導や支援の在り方の見立てや実践が難しくなっております。このため、また、とてもデリケートな課題であるため、まずは児童生徒が安心して過ごせる居場所環境を整えていくことがこれまで以上に大切になってきていると考えております。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 学校教育課 1-(2)-①

[illegible]

【答弁準備原稿　個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 学校教育課 1-(2)-②

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 学校教育課 1-(3)-①

発言順位	18番	質問者	18番 佐々木 豊治	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大項目	1 不登校対策について				
中項目	(3) 浜田教育支援センター「山びこ学級」について				
小項目(要旨)	① 「山びこ学級」の活動内容や利用状況				
【教育部長答弁】					
教育支援センター「山びこ学級」の活動内容につきまして は、月曜日から金曜日まで、1日４コマの学習指導を基本とし つつ、浜田の歴史を知る社会見学や、社会体験活動や自然体験 活動といった校外学習を行っております。					
利用状況につきましては、年度により対象者が異なるため、 令和４年１１月末時点の利用をお答えします。					
利用登録は、小学生４人、中学生８人となっており、１日当 たり６～７人の児童生徒が利用しております。 					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 学校教育課 1-(3)-②

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部 学校教育課 1-(3)-③

発言順位	18 番	質問者	18 番 佐々木 豊治	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	1 不登校対策について				
中 項 目	(3) 浜田教育支援センター「山びこ学級」について				
小項目(要旨)	③ 通級にかかる送迎対応				
【教育部長答弁】 現在、「山びこ学級」へは、保護者の送迎や、路線バス、また徒歩で通級される児童生徒がおられます。 そうした移動手段がない児童生徒について、個別の送迎や支援をすることは、市域の広さなどを考えると難しい状況があります。 このため、直接の送迎支援は考えておりませんが、例えばオンラインを活用して学級と家庭をつなぐなどの方法について検討したいと思います。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月 定例会議 教育部 学校教育課 1-(3)-④

発言順位	18 番	質問者	18 番 佐々木 豊治	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	1 不登校対策について				
中 項 目	(3) 浜田教育支援センター「山びこ学級」について				
小項目(要旨)	④ 部屋の増設について				
【教育部長答弁】 学年が異なる児童生徒が一つの部屋に混在している状況は改善したいと考えておりますが、やまびこ学級を設置しているフロアは広さや部屋数にゆとりがないため、教室を増やすことは困難です。 このため、授業は一つの教室で行い、場合によっては仕切りをするなどして対応しております。また、テストなどを行う際は、会議室を利用するなど、柔軟に対応しているところです。					

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和 4 年 12 月定例会議 教育部 学校教育課 3-(1)-①

[illegible]

【答弁準備原稿 個人一般質問用】

令和4年12月定例会議 教育部 学校教育課 3-(2)-①

発言順位	19 番	質問者	6 番 足立 豪	答弁者	市長 副市長 教育長 部長
大 項 目	3 インクルーシブ教育について				
中 項 目	(2) 学校の今後について				
小項目(要旨)	① 今後の学級再編の考え方について				
【教育長答弁】					
本市では、基本的には、障がいのある人もない人も共に学ぶインクルーシブ教育の考え方に賛同しておりますが、日本の小中学校の学級編成の基準上は、インクルーシブ教育を行うための合理的配慮が十分に確保できない状況があります。					
学校の教員数は学級数によって決まり、特別な配慮を必要とする児童生徒が在籍していても特別支援学級を設置しなければ教員は増えず、加配教員も十分には望めません。					
インクルーシブ教育の理念に沿った教育を行うためには、一人でも多くの教員を確保することは重要なため、特別な配慮が必要な児童生徒が在籍する場合、教育委員会と学校は保護者の同意をいただいて、学びの場として特別支援学級の設置、入級を考えてまいります。					
なお、特別支援学級では、児童生徒一人ひとりの実態に応じた教育課程を編成しております。本人だけでなく周りの児童生徒の教育にとっても、通常学級で共に授業や活動を行う交流及び共同学習を大切にしたいと考えておりますが、一人や小グループの方が落ち着ける場面では、特別支援学級や個別での対応を行って、個々のニーズに応じた学習指導に努めたいと考えております。					

行 事 等 予 定 表

12月22日 ~ 1月31日

月 日	曜 日	開 始 ~ 終 了	内 容	場 所	担 当 課	教 育 委 員	備 考
9月15日～3月15日		～	「清流の画人・梅津玉洲展」	浜田郷土資料館	文化スポーツ課		
10月8日～2月5日		～	企画展 第二次幕長戦争と浜田	浜田城資料館	文化スポーツ課		
10月15日～1月15日		～	鏡の不思議展	世界こども美術館	文化スポーツ課		
11月3日～12月25日		～	「石本正 私の画境」	石正美術館	文化スポーツ課		
12月3日～25日		9:00 ～	「光の回廊2022」	石正美術館	文化スポーツ課		
12月24日	(土)	14:00 ～	「おしゃれなしめ縄づくりを楽しもう！」	石央文化ホール	文化スポーツ課		
1月3日	(火)	13:30 ～ 14:00	令和5年浜田市二十歳の集い	石央文化ホール	学校教育課		資料9
1月26日	(木)	13:30 ～	第211回教育委員会定例会	中央図書館	教育総務課	○	
1月29日	(土)	13:00 ～ 16:00	第7回浜田市人権尊重のまちづくり推進大会	三隅中央会館	人権同和教育室	○	
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					

令和 4 年 12 月 22 日
教育委員会定例会資料
教 育 総 務 課

学校給食費の改定にかかる浜田市学校給食審議会の答申について

1 浜田市学校給食審議会の答申

(1) 答申日 令和 4 年 12 月 2 日（金）

(2) 答申内容

ア 改定について

学校給食摂取基準に基づいた給食を維持・継続することの必要性や食材料費の価格高騰を踏まえ、引上改定を行うことが適当である。

イ 改定額について

前回給食費の改定を行った平成 30 年時点の消費者物価指数と比較して、令和 4 年の消費者物価指数上昇分 5.9%（注）と今後の上昇率を 3.1%見込み、9.0%を上限にその範囲内で改定することが適当と考える。

※注：総務省統計局公表の消費者物価指数（松江市）による。

現行給食費に対して 9.0%に相当する額は、小学校 25 円、中学校 28 円

ウ 改定期間について

令和 5 年 4 月 1 日が適当である。

(3) 附帯意見について

ア 給食費の改定による保護者負担急増への対応として、給食費の激変緩和措置等について検討されたい。

イ 物価情勢を注視する中で、概ね 3 年ごとを目安として、適正な給食費について検討されたい。ただし、急激な物価情勢の変化が生じた場合は速やかに給食費の改定を検討されたい。

ウ 各地域間で異なる給食費について、統一に向けて検討されたい。

エ 地元食材の利用推進について、引き続き努められたい。ただし、給食費とのバランスにも考慮されたい。

2 浜田市学校給食審議会の開催状況

区分	開催日	開催場所	出席委員
第 1 回	令和 4 年 8 月 29 日（月）	浜田市役所本庁舎 4 階講堂	12 名
第 2 回	令和 4 年 10 月 25 日（火）	浜田市役所本庁舎 4 階講堂	9 名
第 3 回	令和 4 年 11 月 18 日（金）	※書面表決	13 名

※浜田市学校給食審議会委員は 13 名

（裏面へ）

3 今後の予定

浜田市学校給食会、各学校給食センター運営委員会等へ浜田市学校給食審議会の答申内容を提示し、学校給食費改定について協議を行ってもらう。

その後、教育委員会が協議内容を意見聴取し、令和5年度以降の学校給食費を決定する。

※参考 1 食当たり学校給食費

区分	小学校（試算額）			中学校（試算額）		
	現行単価	9.0%の範囲内での試算		現行単価	9.0%の範囲内での試算	
		改定額	改定後単価		改定額	改定後単価
浜田	283 円	+25 円 (8.83%)	308 円	332 円	+28 円 (8.43%)	360 円
金城	288 円	+25 円 (8.68%)	313 円	313 円	+28 円 (8.95%)	341 円
旭	285 円	+25 円 (8.77%)	310 円	318 円	+28 円 (8.81%)	346 円
弥栄	295 円	+25 円 (8.47%)	320 円	328 円	+28 円 (8.54%)	356 円
三隅	295 円	+25 円 (8.47%)	320 円	330 円	+28 円 (8.48%)	358 円

※参考 提供日数 200 日、徴収回数 10 回と仮定した場合の 1 月当たり給食費の試算額

区分	小学校（試算額）			中学校（試算額）		
	現行	9.0%の範囲内での試算		現行	9.0%の範囲内での試算	
	月額	月額	増減額	月額	月額	増減額
浜田	5,660 円	6,160 円	+500 円	6,640 円	7,200 円	+560 円
金城	5,760 円	6,260 円	+500 円	6,260 円	6,820 円	+560 円
旭	5,700 円	6,200 円	+500 円	6,360 円	6,920 円	+560 円
弥栄	5,900 円	6,400 円	+500 円	6,560 円	7,120 円	+560 円
三隅	5,900 円	6,400 円	+500 円	6,600 円	7,160 円	+560 円

外国語指導助手（ALT）派遣事業者の運営終了に伴う今後の対応について

外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣契約を締結している NPO 法人から令和 4 年 12 月末をもって法人運営を終了する旨の通知がありましたので、次のとおり対応します。

1 現在の派遣契約相手について

- (1) 契約相手方 特定非営利活動法人グローバル教育推進機構（以下「グローバル」）
所在地：大阪市中央区
- (2) 契約期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（3 年間）
- (3) 派遣 ALT 7 名
- (4) 契約金額 104,249,266 円（3 年合計）
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル（2 者参加）によって選定
- (6) その他 今年度 17 市町村に 47 名の ALT を派遣中（本市含む。）

2 法人運営終了に至った経緯について

グローバルは、令和 2 年 3 月～5 月の全国一斉休校の際に生じた損失（ALT 派遣に係る売上消失と ALT 等への給与保障）を抱えながら経営を継続されてきたが、今年度に入ってから納税や銀行債務返済の猶予終了などが重なり、経営の立て直しが困難な状況に陥った。

NPO 法人という団体の性質上、出資ができず、あらゆる方策を尽くされたが、運営継続を断念され、本市を含む関係自治体に対して 12 月末をもって法人運営を終了する旨を通知された。

3 今後の対応について

- (1) 令和 4 年 12 月までの対応

グローバルと契約期間及び派遣料の変更契約を締結し、令和 4 年 12 月末をもってグローバルとの契約を終了する。

- (2) 令和 5 年 1 月～3 月の対応

児童生徒の学びをできる限り保障するとともに、学校現場の混乱を最小限に抑えるため、グローバルのスタッフや ALT が移籍する予定の次の事業者と派遣契約（随意契約）を締結し、ALT を配置する。

[契約予定事業者]

ア 事業者名 株式会社フロント（大阪市北区）

イ 設立年月 令和 4 年 6 月（ALT の派遣実績なし、派遣業の許可あり）

- (3) 令和 5 年度からの対応

改めてプロポーザルを実施して令和 5 年度～令和 7 年度（3 年間）の派遣契約候補者を選定し、当該候補者と派遣契約を締結して ALT を配置する。

ふるさと歴史探究プロジェクト「高校生学芸員」について

HAMADA 教育魅力化コンソーシアムでは、ふるさと歴史探究プロジェクトを始動しました。プロジェクトの内容は、市内の高校に通う高校生を浜田城資料館の高校生学芸員として委嘱※し、高校生学芸員は、令和 5 年 6 月から 9 月にかけて浜田城資料館において浜田城や北前船、その寄港地の外ノ浦をテーマとした企画展示を行うものです。令和 4 年 12 月 10 日（土）に委嘱状交付式を行い、市内の高等学校に通う高校生 12 人により、第 1 回研修会を実施しましたので報告します。

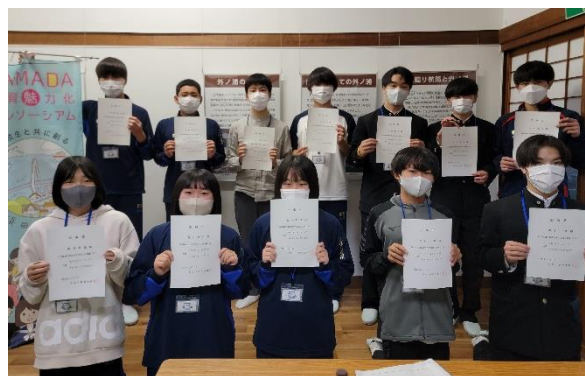
1 高校生学芸員

(1) 高等学校別の参加人数

高 校 名	学 年	人 数
浜田高等学校	2 年生	4 人
浜田商業高等学校	2 年生	4 人
	1 年生	3 人
浜田水産高等学校	1 年生	1 人
合 計		12 人

※委嘱期間 令和 4 年 12 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

委嘱状の交付を受けた高校生学芸員の皆さん



(2) 高校生学芸員の任務

ア 浜田城や北前船をはじめとした浜田の歴史について、浜田市の専門職員や専門家と相談しながら調査、研究を行う。

イ 調査、研究した成果をレポートや映像としてまとめ、浜田城資料館の企画展示として発表する。

ウ HAMADA 教育魅力化コンソーシアムが主催する研修、フィールドワークに参加する。

2 第 1 回研修会の様子

第 1 回研修会では、浜田城と外ノ浦に関する基本的な知識を習得するため、文化スポーツ課の学芸員による講義を受けた後、浜田城をより深く理解するためのフィールドワークを実施しました。



高校生と地域住民とのトークイベントの開催について(報告)

浜田市内の県立高等学校では、『社会に開かれた教育課程の実現』に向け、地域と連携・協働した教育活動の充実に取り組んでいます。教育委員会は、HAMADA教育魅力化コンソーシアムを通じて、学校の取組を支援しています。

この度、浜田高校と浜田水産高校において、生徒の会話力の向上と新たな交流づくりを目的に、フォークダンスのように次々と相手を替えながら、高校生と地域の大人が1対1で対話を行うトークイベントが開催されましたので報告します。

1 島根県立浜田高等学校『ちょこっ・トーク』（2年目）

- ・実施日時 令和4年12月7日（水）午前9時～正午
- ・対象生徒 普通科1年160人（当日の参加は156人）
- ・参加住民 123人



（地域住民アンケート結果）

- ・高校生を身近な存在として感じることができた。今後も高校生と一緒に頑張っていきたいと思った。
- ・大人でも自分の考えを言葉として伝えることは難しい中、高校生がしっかりと自分の言葉で表現し、伝えている姿に感動した。

（高校生アンケート結果）

- ・初対面の人でもこんなに話せる自分に驚いたし、いろんな大人の意見を聞き考えが広がった。
- ・失敗談やそれをどう乗り越えたかを教えてくださる方が多く、将来に向けて前向きにチャレンジしよう、と思えるようになった。

2 島根県立浜田水産高等学校『Sui Suiトーク』（初開催）

- ・実施日時 令和4年12月13日（火）午前9時～正午
- ・対象生徒 海洋技術科・食品流通科1年49人（当日の参加は47人）
- ・参加住民 47人



（地域住民アンケート結果）

- ・思ったよりしっかりと自分の意見を持って話していたことに感心した。
- ・県外や校区外から入学している生徒に、地域と関わるなかで、浜田をもっと身近に感じてもらいたいと思った。

（高校生アンケート結果）

- ・普段話さない人と話すことで、新しい考え方を知ることができて面白かった。
- ・自分も大人になったら自分の考えをきちんと持って過ごしていきたいと思えた。
- ・世代が違っても楽しく話すことができた。

令和 5 年浜田市二十歳の集いの開催について

民法の改正により令和 4 年 4 月から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられましたが、浜田市では、引き続き 20 歳を迎える人を対象に名称を「成人式」から「二十歳の集い」に変更し次のとおり式典を開催します。

1 開催日時

令和 5 年 1 月 3 日（火）13 時 30 分～14 時 00 分（受付開始 12 時 30 分）

2 会 場

石央文化ホール 大ホール（浜田市黒川町 4175 番地）

3 対 象 者

平成 14 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれで、次のいずれかに該当する方

- （1）浜田市在住者（浜田市出身でなくても可）
- （2）浜田市出身の市外在住者

※対象者 454 人（平成 30 年 3 月浜田市内中学校卒業生）

【過去 3 年間の参加者数及び出席率について】

令和 4 年：237 人／484 人（48.9％）※開催延期による

令和 3 年：258 人／467 人（55.2％）※開催延期による

令和 2 年：378 人／468 人（80.8％）

4 主な内容（予定）30 分間

- （1）浜田市民歌演奏
- （2）主催者挨拶及び来賓祝辞
- （3）代表挨拶
- （4）ビデオレター上映

5 出席者（主催）

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長

6 来 賓

島根県議会議員

浜田市議会議員

（新型コロナウイルス感染拡大の場合は浜田市議会議長のみ）

7 参加案内（案内状送付）

- （1）浜田市在住者
- （2）浜田市出身の市外在住者

※対象者が市外へ転出している場合は、市内に住所を有する対象者の世帯主に案内状を送付

8 参加申込（申込期限：12月19日（月））

参加希望者は「しまね電子申請サービス」により参加申込を行う。

※電話、メール等での申込も可能。

9 入場券等の送付（11月下旬より順次送付）

参加申込者に対して次の書類等を送付。

- （1）入場券兼健康チェックシート（受付時に回収）
- （2）式典参加に係る注意喚起資料（新型コロナウイルス感染症関連）

10 令和4年浜田市成人式に参加できなかった方への対応について

令和4年10月9日（日）に開催した令和4年浜田市成人式にやむを得ず参加できなかった方のうち、希望者については、この度の「令和5年二十歳の集い」に参加可能とする。

第 8 回（12 月）市校長会資料

令和 4 年 12 月 7 日（水）
学力向上推進室

1 算数科授業改善指定校事業における前田教授の指導から

学力向上推進室だより No.70 において算数アドバイザーの前田教授が指導された、「隠す・見えなくする（見えにくくする）」「たくさんやらせる」「ほめて価値付ける」について紹介をしています。改めて、このことについて以下に紹介をしておきます。

隠す・見えなくする（見えにくくする）工夫を

隠すというのは、問いを生み出すための仕掛け。小 5 算数「混み具合」を例に挙げてみると

問：「Aの部屋には5人いる。Bの部屋には6人いる。どちらの部屋が混んでいますか？」

C1：「5人より6人の方が多から、6人の方が混んでいるんじゃないの？」

C2：「でも、6人の部屋の方が広ければ、5人の部屋の方が混んでいることもあるんじゃないの？」

C3：「もし、5人の部屋が5畳だったとしたら、6人の部屋は6畳で、1人あたり畳1枚分になる。」

C4：「部屋の大きさとか関係なく、みんなが1か所に集まっている方が混んでいるんじゃないの？」

（以下、続く）

教科書では、部屋の大きさと人数が与えられて考えていきます。しかし、あえて部屋の大きさを隠すことによって、子どもたちは「もし〇〇だったら●●だろう」というように、隠された条件をあこれ推測しながら考察していきます。最初から与えられていると、案外子どもたちは注目しないのかもしれない。これが隠すことによる効果なのだと思います。

たくさんやらせる

○ 「やる やる やる」…手で学ぶことを重視（操作的な活動、今でいう数学的活動も含む）

➡ 話し合うことの前に、何をやらせるか考えてみましょう

例：導入部分での既習事項の確認においても

× 長方形の面積の求め方は？ → 「縦×横です」

○ 昨日やった方法で解いてみましょう → 問題を数問解く

解き方を説明させて「縦×横」で求められることを確認

○ 子どもは「やりたい」…先生の話は聞きたくない。1時間でたくさんの活動をさせる。

子どもが話すと前を向く。先生が話す时下を向く。

○ 「やってみる ➡ 話し合う ➡ やって確かめる」…このサイクルを授業の中につくりだす。

➡ 話し合い、言葉によるまとめで終わらせないようにしましょう。

例：この求め方でいいんだね？では、〇〇でやってみよう

ほめて価値付ける

➡ 「やったこと」をほめましょう

先生がたくさんほめる授業がなかなかない。

やったことをほめる。算数の活動をほめないといけない。

例：「ほめ言葉の訓練」 → 授業場面以外でも褒められるようになった

→ 保護者の学校へのクレームが減った → 学力が上がった

10 月末から 11 月初めにかけて、前田教授の指導を踏まえた指定校の公開授業が行われました。この授業実践の中から、「隠す・見えなくする（見えにくくする）」「たくさんやらせる」について学力向上推進室だより No.76 号で紹介をしています。

ここでは、推進室だよりで記載している内容と、前田教授が授業後の研究協議会でコメントされたことについて紹介します。

1 導入部分で「たくさんやらせる」

【資料1 長浜小学校公開授業指導案の導入部分】

6 本時の学習	
(1) 目標 小数第一位までの加減法の計算の仕方を理解し、それらの計算をすることができる。	
(2) 研究の視点 子どもの問いを生み出すための工夫	
(3) 展開	
主な学習活動 予想される児童の反応（・）	教師の支援（○）評価規準（★）
1 問題を解く ① 50+14 ② 500+140 ③ 5+14 ・5や14ばかり出てきているよ ・5は一の位だから1の上じゃだめだよ ④ 500+14 ・(④の問題)④もそうだね14の1は十の位だから5の下じゃおかしいよ ・同じ位同士を計算しなきゃいけないね ⑤ 0.5+1.4 ・同じ位同士を計算したらいいの ・整数と同じように考えたらいいの ⑥ 5+1.4 ・え？ ・5だけ？小数がない ・5は1の上？4の上？ ・整数と同じように考えられるのかな	○①～③では既習の筆算のきまりである位を揃えることをおさえる。 ○④⑤では教師が意図的に間違えて右端に揃えて筆算を書くことによって、位同士を計算しなければいけないことをおさえる。 ○小数の筆算は整数の筆算と同じように計算するとよことをおさえる。

【資料2 周布小学校公開授業指導案の導入部分】

5. 本時の学習	
(1) 本時のねらい ・問題場面から「1つ分の数」と「いくつ分の数」を読み取り、図や式に表現することができる。 (思考・判断・表現)	
(2) 本時の展開（20/22時間）	
学習活動と児童の反応（・）	教師の支援（●）と評価
1. 複数の問題と出会う。 （1）あめを2こもっています。友だちから5こもらいました。あめは、合わせて何こになりますか。 （2）あめを1人2こずつ、5人にくばります。あめは、ぜんぶで何こありますか。 （3）あめを2人に、5こずつくばります。あめは、ぜんぶで何こありますか。 （4）あめを5こもっています。友だちに2こあげました。あめは、何こもっていますか。	●複数の問題を提示することにより、「(1)は7個だ。」のような児童の自然なつぶやきを生み、学習への関心を引き出せるようにする。 ●全ての問題を提示した後、「2×5になるお話はどれ？」と発問することで、本時の学習の方向性が分かるようにする。 ●複数の問題から、2×5になる問題を選ぶ思考を通して、選んだ理由や選ばなかった理由を問うことで、児童同士の対話のきっかけを作らうようにする。 ●選ばなかった問題についても、理由を板書したり、図式化したりして児童の考えを可視化して残す。 ●(2)(3)のように「1つ分の数」と「いくつ分の数」の順番を入れ替えた問題文を提示するこ

導入で扱う問題量としては「多いなあ!」という印象をもたれるのではないのでしょうか。前時の学習の流れを振り返り、本時の学習問題に出会うという展開ではなく、前田教授の「たくさんやらせる」ことへの指導を踏まえ、既習の問題を複数解きながら、本時の学習内容への方向付けも行われている。

資料1の導入の工夫として、前田教授は「よてもよかった。既習問題を何問かやって、本時の問題というパターンが多い。この授業では同じ位同士（計算原理の再確認）として問題の量、出題順、問題数が検討されている。」とコメントされています。また、①～⑤までの解決活動の中での発問として「どこがだめなの?」「なぜだめなの?」を繰り返す。この発問こそが、本時の「同じ位同士を計算する」につながるともコメントされています。

紙面の都合で掲載していませんが、資料1では適用問題として10問（本時合計16問）、資料2ではワークシートに3問、教科書を活用した4問（本時合計11問）を用意されています。45分の授業時間で、学習問題として提示した1問だけを考察して終了ということもそれなりにあるのではないかと思います。たくさん問題にあたるという意識で授業を構想してみてもいかがでしょうか。前田教授は「複数の問題を提示する際は、【量、数値、提示する順序】が大切である」と指摘されました。両校での講義の中でも、このことについてグループで話し合ってみる時間を設定されました。「この問題は無くてもよかったのではないか」「順番はこの順も考えられる」など、新しいアイディアが出されました。事前の指導案検討等においても、こうした視点で話し合ってみることも大切であると思います。力を付けるには、多くの問題にあたる必要があります。

2 「隠す」又は本時の学習への方向付け

授業の導入で既習事項を活用しながら問題を解くことで、資料1では「⑥の問題を本時の中心問題とし、小数第一位までの加減法の理解」を、資料2では「(2)(3)は両方とも2×5の式ではいけないのかという教師の問いかけを手掛かりに、問題場面を式や図に表す」ことを目指すための方向付けを行っています。

資料2では乗法に関わる授業であるにもかかわらず、加法や減法を用いる場面が取り上げてあります。このことには2つの意味があります。一つは本時のポイントである乗法を見えにくくすること（知的に困らせる。見えにくくすると見ようとする。）、今一つは乗法以外の場面を取り上げることで、乗法をより際立たせる（乗法とは、「一つ分の数×いくつ分=全体の数」）ことができ、子どもたちの判断の根拠とすることができます。

以上、学力向上推進室よりNo.76を基に実践及び前田教授の指導について紹介をしました。この他に前田教授がコメントしたことについても紹介をしておきます。

3 子どもが活発に思い思いに発言する学級の陥りやすいこと（資料1の授業に関して）

「言葉が乱立」する。これを整理するのが教師の役割

「位をそろえる」ということが子どもに伝わるかどうか？「そろえる」という言葉が曖昧。「小数は小数で計算」も同様。

⇒今日は、「この言葉」というものを決めておき、子どもたちの曖昧な言い方を整理する。

C「そろえて書く」 → T「同じ位同士を計算するのね」

→ T「同じ位同士をそろえて書くのね」

子どもは、こうしたニュアンスの言い方をたくさん言っている。これを「この言葉」に集約していくことが必要である。

4 文章題では、どこで改行するかが重要（資料2の授業に関して）

本時の場合は3文で。なぜなら乗法は3つの要素でできている。

⇒ あめを 1人2こずつ くばります → (1つ分の数)

5人に くばります → (いくつ分)

あめは ぜんぶで 何こ いらいますか → (全体の数)

5 まとめ、振り返り、適用問題に関連して（資料1の授業に関して）

教科書を使って確認したことはよかった。「子どもの言葉でまとめる」というのは美しい。しかし、定着するのか、次の学年で使えるのかという視点は大切である。教科書を使って確認をすることは、絶対に重要である。

対話的で深い学びを 45分やれとは言っていない。学んだことをやってみる、学んだことを確認してみることは絶対必要である。問題に当たらせなければ学力向上はない。

今のテストは知識・技能だけではない。考え方でも問題に当たらせる。会話をしただけで終わるのはどうなのか。本時のような授業では、目標に向かった時、適用問題（全部で10問用意してあった）は全部やってほしかった。（※全問に当たるようにするための改善点についても協議をしました。そして、以下の改善点が出されました。）

- ・ノートにまとめを書くのを止める。
- ・小数点の位置の議論で時間を使った。ここを切り上げる。
- ・ワークシートを準備する。
- ・できる子にはデジタルコンテンツを活用する。

6 いつも言っていること

○ 隠す、見えなくする（見えにくくする） ⇒ 知的に困らせる

○ たくさんやらせる ⇒ 45分で題材の1問だけというのは×

○ 算数でほめる ⇒ 「式は書けなかったけど、図では表せていたね」

習熟度別指導等について

前田教授の指導とは直接かわりはありませんが、児童生徒の正答率分布における二極化も浜田市の大きな課題です。この二極化は算数好きの子どもを増やしていくことにも影響があると捉えています。

臨時校長会の際に「可能な範囲での習熟度別授業も必要」であることはお伝えしています。年度当初の学校経営概要における算数・数学以外も含む少人数指導などきめ細かな指導の実施校は、【小学校 56.3%で習熟度選択は31.3%】、【中学校 100%で習熟度選択は22.2%】でした。3学期は学年のまとめとなります。TTではなく習熟度別とする等、子どもたちが力を付けていくための取組をお願いします。

2 続 タブレットドリル活用状況調査結果について

11月の校長会で、9月末までのタブレットドリル活用状況についてお知らせをしました。この度、学校ごとの11月末までの活用累計を確認しましたが、大きな変化は認められませんでした。

各学校への調査における課題や要望を踏まえると、以前のプリント配信システムへ戻すことも検討を

せざるを得ない状況にあると考えています。一方、自分で問題を選択し、自己に合った学びを進めていく力を育てていく上では、タブレットドリルを活用した取組は必要であると考えます。

プリント配信システムとタブレットドリルには、それぞれ利点や課題があります。子どもの声も聞きながら、各学校において次年度以降の対応について協議をしてください。子どもたちや先生方の声も生かしながら、次年度の対応について決定していきたいと考えています。1月の校長会において、ご意見を聞かせていただく予定にしています。

3 第9回浜田市調べる学習コンクール審査結果・・・・・・・・・・資料A

11月1日（火）に最終審査を行いました。審査結果については、各学校へ周知をしています。改めて情報提供します。表彰式は12月15日（木）に中央図書館で行います。

本年度の実績は、以下のとおりです。（ ）内は令和3年度実績を表しています。

※ 自由部門は、授業で図書館活用教育に取り組み、作成をした作品を対象にしたもの。

		一般部門	自由部門	応募数	応募総数（校内審査）
小学校	低学年	26 (29)	6 (17)	32 (46)	277 (249)
	中学年	28 (37)	8 (17)	36 (54)	426 (493)
	高学年	34 (36)	7 (11)	41 (47)	380 (428)
中学校		47 (40)	6 (4)	53 (44)	533 (441)
合 計		135 (142)	27 (49)	162 (191)	1616 (1611)

昨年度と比べ、小学校は減少、中学校は微増となっています。特に、小学校の自由部門（授業で作成）の出品が減少しています。したがって、各学校へ自由部門の作品のレプリカを回覧するようにしています。ぜひ参考にしてください。

このコンクールの目的（子どもたちに対するもの）は、

- 学校図書館・公立図書館の資料やインターネットなどの様々な情報の活用や体験活動を行う「調べる学習」を通じて、子ども達が自ら考え、判断し、表現する力を育み、「学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を実感する機会を創出する
- 上記の取組の中で、各学校図書館、公立図書館での調べ方を体得しながら、課題を解決する力を養うことです。これらの力は、将来にわたって生かすことのできる力です。授業において、図書館活用教育の年間指導計画に沿った授業実践を願います。**【学年別図書館活用単元一覧】、【教科別図書館活用教育単元一覧（小）】、【教科別図書館活用教育単元一覧（中）】を以下のフォルダに保存**していますので、活用してください。

提出>9101_教育委員会>02_学校教育課>03_学力向上推進室>図書館活用教育>学校図書館活用教育体系表

また、図書館活用教育フォルダには【調べる学習の進め方】、【思考ツール】等のフォルダが作成されており、参考資料を掲載しています。併せて活用を願います。

4 年度末市教育委員会学力向上推進室による学校訪問について・・・・・・・・・・資料B

学力向上推進室学校訪問Aの後期を2月中にオンラインで実施する予定にしています。主たる目的は、各学校の授業改善等に対する取組と今後の方向性について共有することと、ニーズを把握することです。次のことを中心に協議をさせてもらう予定にしています。

- **今年度の授業改善への取組の成果と課題について**
本年度の授業改善の重点としている「見通しを立て振り返る営み」、「考えを深め広げる営み」について、資料の準備（職員会議等で使用された資料でかまいません）をお願いします。
- **家庭学習やメディア接触に関わる、自分で計画をして実践・振り返りをする取組について**
資料の準備は必要ありません。口頭での取組状況の説明をお願いします。このことに関する依頼及び日程調整の文書は、本日発送をします。

第9回 浜田市図書館を使った調べる学習コンクール入選作品一覧

資料 A

浜田市教育委員会

《全国コンクール推薦作品》

低学年の部	三階小 1 年	岡本 靖生	おどろき！？ごみむし
	松原小 2 年	小田 宗祐	セロハンテープいろいろなひみつがあるぞ！！
	石見小 2 年	村上 晴哉	ぼくがひとめぼれしたハエトリグサのふしぎ
	長浜小 2 年	田中 奏志	かちたい！シリーズパート 2 「れいわの武将になるためには」
中学年の部	石見小 3 年	水野 響花	とうもろこしは世界のヒーロー
	三階小 3 年	岡本 剛	神様ヘルプミー ～コロナをたおせるか？～
	三階小 4 年	佐藤 あさひ	イライラするしくみ
	旭小 4 年	内田 智貴	お金は旅をしている
高学年の部	松原小 5 年	金崎 結子	未来に向けて！できること
	旭小 5 年	福富 彩子	知ってるかっぱのひみつ
	弥栄小 6 年	竹岡 清史郎	ナスカの地上絵 ～ナスカから始まる宇宙のひみつ～
	岡見小 6 年	植野 桜	私が花粉症にならない方法
中学校の部	旭中 1 年	勝手 芽利	絵の魅力って何だろう？
	旭中 1 年	吉野 惺哉	雷は何者？
	第三中 2 年	岡本 萌絵	釣ったど～
	旭中 2 年	大野 愛菜	利き手はどうやって決まるの？

【一般部門】

○低学年の部

優秀賞（4 点）

三階小 1 年	岡本 靖生	おどろき！？ごみむし
松原小 2 年	小田 宗祐	セロハンテープいろいろなひみつがある！！
石見小 2 年	村上 晴哉	ぼくがひとめぼれしたハエトリグサのふしぎ
長浜小 2 年	田中 奏志	かちたい！シリーズパート 2 「れいわの武将になるためには」

優良賞（6 点）

雲雀丘小 1 年	下垣 壮輔	トリケラトプスのなぞ
雲城小 1 年	吉村 さゆり	おいしい いちご めしあがれ
長浜小 2 年	藤田 真奈	きっとあなたも宝石はかせ！
国府小 2 年	山根 悠誠	ブルーベリーのひみつ
三階小 2 年	奥田 由宇	どうしてうくのかな？
三隅小 2 年	野村 柚妃	アノマロカリス にているものノート

○中学年の部

優秀賞 (4 点)

石見小 3 年	水野 響花	とうものこしは世界のヒーロー
三階小 3 年	岡本 剛	使い捨てカイロのひみつ
三階小 4 年	佐藤 あさひ	イライラするしくみ
旭小 4 年	内田 智貴	お金は旅をしている

優良賞 (6 点)

原井小 3 年	松田 隼	カブトムシのちからのひみつ
原井小 3 年	延川 雛音	カマキリのひみつ
雲城小 3 年	森定 芽生	もしも、森林がなくなったら
松原小 4 年	齋藤 由依	右きき、左ききを調べてみた
周布小 4 年	末田 蒼依	もしもの時の災害食
三階小 4 年	谷川 愛奈	自然いっぱい！森の不思議

○高学年の部

優秀賞 (4 点)

松原小 5 年	金崎 結子	未来に向けて！できること
旭小 5 年	福富 彩子	知ってるかっぱのひみつ
弥栄小 6 年	竹岡 清史郎	ナスカの地上絵 ～ナスカから始まる宇宙のひみつ～
岡見小 6 年	植野 桜	私が花粉症にならない方法

優良賞 (6 点)

原井小 5 年	北村 源也	僕の気になる環境問題
美川小 5 年	多久和 凜冴人	海の天然博物館 豊々浦の不思議
国府小 5 年	久佐 美月姫	石けん いいね
原井小 6 年	篠崎 蒼依	栄養って何？果物と野菜にはどんな成分が入っているの？
石見小 6 年	榛松 竜之介	迷信は誰のため？
岡見小 6 年	乾 一瑳	虹の真理

○中学校の部

優秀賞 (4 点)

旭中 1 年	勝手 芽利	絵の魅力って何だろう？
旭中 1 年	吉野 惺哉	雷は何者？
第三中 2 年	岡本 萌絵	釣ったど～！
旭中 2 年	大野 愛菜	利き手はどうやって決まるの？

優良賞 (7 点)

第一中 1 年	藤田 真來	海洋プラスチックごみはなぜなくなるらないのか
第一中 1 年	大坂 有依菜	わかりやすい発表・スピーチをするには？
第一中 1 年	吉田 和奏	ギリシャ神話はどのような神話なのか
旭中 2 年	代田 夢実乃	腹痛のなぞ
旭中 2 年	田中 愛絃	僕の DNA はどんな働きをしているの？
弥栄中 1 年	山根 沙知	バイオマス発電ってなに？
三隅中 3 年	岡田 想太	せみが鳴くまでに、セミ自身は何をやっているのか

【自由部門】

○低学年の部

優秀賞（6点）

美川小1年	1年生	どうぶつしらべ～どうやってみをまもるのかな～
波佐小1年	岡田 瑛士・羽山 和樹・松川 諒大・青木 柊真・榎 敬介 河崎 優・奥本 一嘉・河崎 優	どうぶつずかん
三隅小1年	1年生	どうぶつのひみつ
岡見小1年	1年生	どうやって みを まもるのかな？
美川小2年	2年生	やさい図かん
三隅小2年	2年生	みすみっ子 やさいブック

○中学年の部

優秀賞（2点）

今福小3年	横田 温大	ぼくのひらめき・発見～図書館バージョン～
岡見小3年	3年生	かくれ名人生き物リーフレット集

優良賞（6点）

松原小3年	金子 花埜	氷上の格闘技
美川小3年	大谷 颯佑	くまさんくらべ
三階小3年	飯島 脩斗・山下 和穂・小林 希実	クワガタ
松原小4年	山本 里帆	リサイクルされるスチールかん
三階小4年	小谷 心優	岡山県 郷土芸能 びっちゅう神楽
岡見小4年	4年生	生き物助け合いリーフレット集

○高学年の部

優秀賞（2点）

松原小5年	中田 悠愛・佐々木 海翔・鎌田 朋宏	米をおいしくする工夫
岡見小5年	5年生	漢字の成り立ち

優良賞（5点）

美川小5年	横坂 守	生活を変えれば世界が変わる
三階小5年	日前 藍里	へびの体格・毒について
雲雀丘小6年	石井 彩乃・森脇 愛菜・和田 柚紀	台風に備えよう
国府小6年	三明 恭佑	戦国武将ベスト12！！
三階小6年	市山 凜大朗・上野 莉央奈・土井 元基・柳井 茜・上野 ふみ	島根の良さを伝えよう

○中学校の部

優秀賞（2点）

旭中1年	竹田 望乃	どうして涙は出るの？
旭中2年	谷尾 愛桜	なんであくびがでるの？ ～あくび以外にも調べてみた～

優良賞（4点）

三隅中1年	1年1組社会科	世界の気候
第二中3年	濱田 良明	動植物の為の環境新聞
第二中3年	宮本 南実	体の適応新聞
旭中3年	竹田 敢人	身長はどうやったら伸びるの？

○ 入選

小学生の部	一般低学年 16点
小学生の部	一般中学年 18点
小学生の部	一般高学年 24点
中学生の部	一般 36点

2次審査対象作品数計	162点	1次審査（校内）対象作品総数	1,616点
------------	------	----------------	--------

令和 4 年 12 月 7 日

各小中学校長 様

浜田市教育委員会
学力向上推進室長

令和 4 年度浜田市教育委員会学力向上推進室学校訪問について（通知）

このことについて、令和 4 年度浜田市教育委員会学力向上推進室学校訪問実施要項にもとづき、「学校訪問 A 【後期】」を下記のとおり計画しましたのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 期 日 別紙参照
※ 都合が悪い場合は、1 月 16 日（月）までに下記担当まで連絡してください。
- 2 実施形態 「Teams」によるオンライン面談（1 校 30 分程度）
- 3 対 象 者 教務主任または研究主任等
※ 授業等で都合がつかない場合は、管理職でも可
- 4 内 容 ① 今年度の授業改善への取組と、その成果や課題について
② メディア接触への取組
③ 家庭学習の取組
※ ①の特に「見通しを立てて振り返る」「考えを深め広げる（対話のある授業）」について、資料の準備をお願いします。
（職員会等で使用された資料でもかまいません。）
※ ②、③について、資料は特に必要ありません。
- 5 事前対応 1) 面談参加者（複数名参加の場合は代表者）の報告
下記担当宛てメールまたは電話にてご報告ください。その方の Teams 内の「チャット」に会議情報 URL を送付します。
【報告締切：1 月 31 日（火）】
2) 当日使用する資料の送付
下記担当あて電子メールに添付して送付してください。
【送付締切：オンライン面談の前日 17:00】
- 6 当日対応 1) 参加者（代表者）の GIGA 端末で、「Teams」を開く。
2) 「チャット」に送付された URL をクリックする。
3) 「今すぐ参加」をクリックし、オンライン面談に参加する。
※ 他校との重複を防ぐため、貴校の会議設定時間の 1～2 分前に参加していただきますようお願いします。
- 7 そ の 他 ・ 浜田市教育委員会からは、鳥居 正嗣 学力向上推進室長、青木 良輔 学力向上推進室 指導主事の 2 名が参加します。
※都合により参加者が 1 名になることがあります。

【担当】 浜田市教育委員会 学校教育課
学力向上推進室 青木 良輔

TEL 0855-22-2626 FAX 0855-22-5090

E-mail aoki-ryosuke@city.hamada.lg.jp

令和 4 年 12 月 22 日
教育委員会定例会資料
文化スポーツ課

「第 14 回セントラル杯浜田市スポーツ少年団野球大会」結果報告

第 14 回セントラル杯浜田市スポーツ少年団野球大会が行われました。

本大会は新人野球大会であり、各チームの小学校 5 年生以下のメンバーで構成されています。

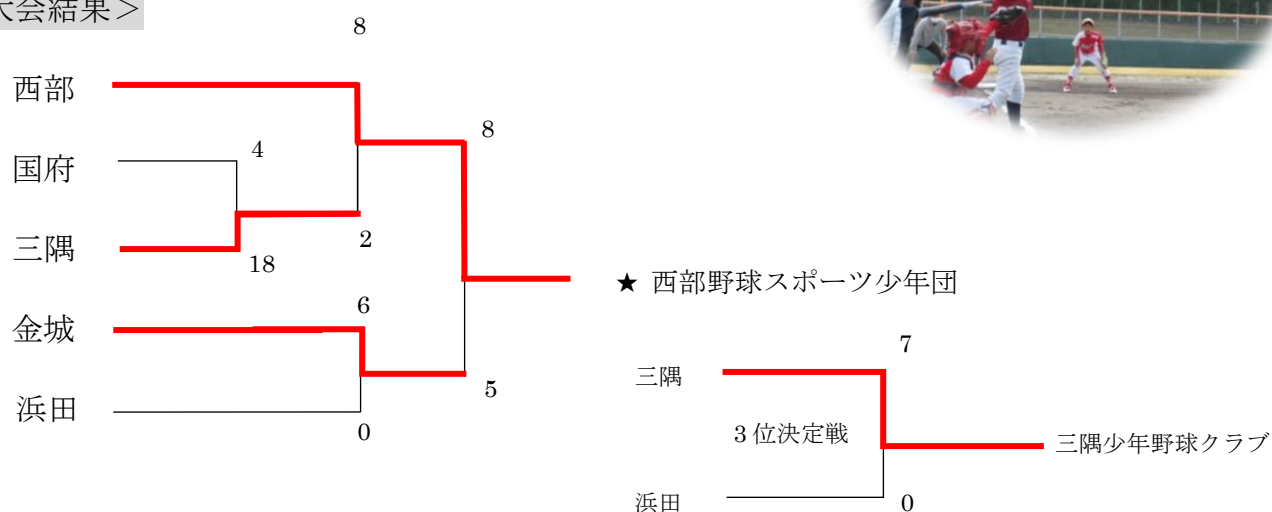
試合途中、悪天候となりましたが、今後の期待感が高まるプレーに会場は盛り上がりを見せました。

1 開催日 令和 4 年 11 月 3 日（祝木）・26 日（土）

2 会場 浜田市東公園野球場

3 参加対象 浜田市内 6 チーム（うち 1 チーム棄権）

<大会結果>



【準優勝】金城少年野球クラブ

【優勝】西部野球スポーツ少年団

【第 3 位】三隅少年野球クラブ

有限会社 セントラルスポーツ浜田店に協賛いただき、協賛品の提供がありました。

令和 4 年 12 月 22 日
教育委員会定例会資料
文化スポーツ課

令和 4 年度 生涯スポーツ功労者（文部科学大臣）表彰について

この度、地域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献された功績を認められ、浜田市陸上競技協会所属の鳥居正嗣様が生涯スポーツ功労者表彰を受賞されました。

東京都霞が関の中央合同庁舎で行われた表彰式には欠席となりましたが、令和 4 年 12 月 14 日（水）に、岡田教育長より表彰状が授与されました。

■ 被表彰者 ^{とり い まさ し} 鳥居正嗣 様（浜田市陸上競技協会 競技部長）

平成 3 年 2 月より、浜田市陸上競技協会の理事、審判部長を歴任され、現在も各種大会を通じ、陸上競技の普及及び青少年の指導・育成に積極的に取り組んでおられます。



令和 4 年度 スポーツ推進委員功労者（文部科学大臣）表彰及び
全国スポーツ推進委員連合 スポーツ推進委員功労者等表彰について

長年にわたりスポーツ推進委員として自己の研鑽に励むとともに、その属する地域のスポーツ振興に功績のあった者を表彰する表彰式が、第63回全国スポーツ推進委員研究協議会 滋賀大会において行われ、浜田市スポーツ推進委員が次のとおり受賞をされました。

■ 日 時 令和 4 年 11 月 17 日（木）12 時 30 分～13 時 40 分

■ 場 所 YMITアリーナ（滋賀県草津市）

■ 表彰内容及び被表彰者

(1) スポーツ推進委員功労者（文部科学大臣）表彰 ^{きつ かわ たか ゆき} 吉川隆之 様

(2) 全国スポーツ推進委員連合 30 年勤続スポーツ推進委員表彰 ^{まき うち きょう こ} 榎内京子 様

